

施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

基本施策 (1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進

《現状及び課題》

次代を担う子どもたちが、たくましく、個性豊かに、自ら学び考える「生きる力」を育成するためには、必要な学力と体力を高め、学ぶことの楽しさが実感できる、知・徳・体の調和のとれた教育環境を提供することが必要です。

2019（令和元）年度の全国学力・学習状況調査では、本県の正答率は、小学6年生の国語が全国平均を上回り、算数及び中学3年生の国語、数学、英語が全国平均を下回っており、引き続き、確かな学力の定着を図る必要があります（図表－85）。

学校におけるいじめの問題等については、子どもの立場に立った指導やカウンセリング、電話相談などの実施による相談体制づくりを進めるとともに、子ども一人一人の個性を尊重し、安心して過ごすことのできる学校づくりに向けた取組が必要です。

また、食については、子どもの健やかな心と身体の発達に欠かせないものであるため、乳幼児期から発達の段階に応じた豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本となる「食を営む力」を培うことが重要です。そのため授乳期から思春期にかけて、子どもの成長を見通して、その状況を踏まえた食に関する取組を推進していくことが必要です。

国の体力・運動能力、運動習慣等調査における本県児童生徒の体力合計点は、年々上昇していますが、全国平均に達していない状況です（図表－86、資料：鹿児島県教育委員会「鹿児島県教育振興基本計画」

図表－87）。

公立小・中学校等の「一校一運動^(注41)」の実施率は100%となっていますが、「チャレンジかごしま^(注42)」への参加率は小学校83%、中学校51%にとどまっています。児童生徒が楽しみながら運動に親しむ習慣の育成に努め、運動への興味・関心を一層高める取組を推進する必要があります（図表－88）。

《施策目標及び具体的施策》

① 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

ア 確かな学力の向上

学力の確かな定着を図るために、少人数授業、習熟度別授業等のきめ細かな指導環境の整備を推進し、個に応じた指導の徹底を図るとともに、小・中・高校間の連携の下、学力向上に取り組めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
基礎学力の向上	学習指導要領における基礎学力及び活用する力の定着度調査及び指導方法の改善	義務教育課

(注41) 各学校において、始業前、業間、昼休み、放課後等の時間に、「縄跳び、一輪車、外遊び」等、積極的に体を動かす時間を設定し、運動の楽しさや爽快感を味わわせ体力の向上を図る。

(注42) 本県の生徒の運動習慣の育成や体力向上を図るために、各学校の実態に応じて保健体育、特別活動等の授業及び昼休み・放課後等の時間帯において体を動かす楽しさやよさを味わわせるとともに、仲間と楽しく集団で協力し合いながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性を育成し、積極的に健康増進や運動する機会を奨励し、自己の健康や体力の課題に応じた運動を実践することができる生徒を育成する。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
県立高校学力育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・アクティブ・ラーニング研究員の研修・研究による指導力の向上 ・公開授業等の実施 ・夏トライ！グレードアップ・ゼミの開催 	高校教育課

イ 道徳教育，人権教育，男女平等教育の充実

子どもたちの規範意識を養い，他人を思いやる心や感動する心など，豊かな人間性を育むために，教育活動全体を通じて子どもの心に響く道徳教育，人権教育，男女平等教育の充実を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校段階や発達段階に応じた教育活動全体での道徳教育の充実 ・家庭や地域との連携による社会全体での道徳教育の推進 	義務教育課
人権教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校，家庭，地域における同和教育をはじめとする人権教育の充実・推進 ・教職員の人権意識の高揚及び人権教育の指導方法の工夫・改善 	人権同和教育課
人権尊重を基盤とした男女平等教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒や教職員，保護者を対象とした人権尊重を基盤とした男女平等意識の形成と男女共同参画についての理解を深めるための出前講座やセミナー・ワークショップの開催 	男女共同参画室 男女共同参画センター

② いじめ問題等への対応

ア いじめ問題等に対する相談・指導体制の充実

いじめの問題など児童生徒を取り巻く様々な状況に適切に対応するため，学校に生徒指導アドバイザーを派遣し，児童生徒及びその保護者への指導・助言や，教職員への研修等を行うことにより，子どもが安心して相談できる体制づくりを進めます。

また，保護者や教職員，学校などに相談できない場合などは，第三者的な相談機関の存在も重要であることから，児童相談所や少年サポートセンター，総合教育センターなどで実施している電話相談等の周知を図り，適切な相談対応ができるよう努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生徒指導アドバイザーの派遣	学校に生徒指導アドバイザーを派遣し，児童生徒及び保護者の相談への対応や教職員への研修を実施	義務教育課
子どもに係る電話相談事業の実施	中央児童相談所の「子ども・家庭110番」，少年サポートセンターの「ヤングテレホン」，県総合教育センターにおける「かごしま教育ホットライン24」など電話相談等の充実	少年サポートセンター 中央児童相談所 総合教育センター

③ 食育の推進

ア 「食育」の普及・啓発

子どもが成長していく過程では、親をはじめ、子どもの食に関わる人々や関係機関・団体が数多く存在します。子どもの「食べる力」を育てていくため、子どもの成長課程に応じた家庭、学校、地域における主体的な取組を支援し、食への関心を高めるとともに、望ましい食習慣や県産食材等への理解を深めていきます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子どもの成長過程に応じた望ましい食生活習慣の定着	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村と連携し乳幼児健診等における食育に関する保護者への情報提供 ・母子保健関係者への食育に関する情報提供 ・思春期のやせや肥満、望ましい食生活の在り方等を含めた思春期教育 	子ども家庭課 保健所 保健体育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、食に関する自己管理能力を育成 ・学校給食を活用した食に関する指導を推進 ・地域の特性を生かした農業体験学習の取組 ・「早寝早起き朝ごはん」等家庭や地域への基本的な生活習慣に関する意識啓発のための取組の推進 	保健体育課 義務教育課 社会教育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・「かごしまの”食”交流推進会議」を運営し、関係機関・団体と連携して県民への食育を推進 ・「かごしま版食事バランスガイド」等の活用促進 ・体験を通じた食の生産過程や農林水産業の理解促進 	農政課
	鹿児島県食生活改善推進員連絡協議会に委託し、「健康かごしま21」、「かごしま健康イエローカードキャンペーン」、「食生活指針」等の普及啓発を実施	健康増進課
	地域のボランティアが子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組を行う子ども食堂の設置を促進	子育て支援課

④ 体力・運動能力の向上

ア 体力・運動能力の向上

児童生徒が、体力の重要性を理解することにより、体力向上に関する意識の高揚を図るとともに、楽しみながら運動に親しむ機会をつくり、運動への興味・関心を高める取組を推進し運動好きな子どもの育成を目指します。

また、教員の指導力を向上させるとともに、地域人材を活用するなど、学校体育の充実に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「たくましい“かごしまっ子”」育成推進事業 ⁴³ の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒が学級単位で仲間と協力しながら楽しく体力づくりに取り組み、記録に挑戦する「体力アップ！チャレンジかごしま」の取組の推進 ・教員を対象とした「運動好きな子ども」を育てる指導者研修会、小学校教諭等体育セミナーを開催 ・運動が苦手な児童生徒の運動習慣を改善するために地域スポーツ人材を派遣する「運動習慣育成教室」の取組の推進 	保健体育課

イ 健やかな体の育成及び運動習慣

望ましい運動習慣・生活習慣の確立、積極的にスポーツに親しむ習慣を育成するため、指導方法の工夫・改善等を進めるとともに、家庭・地域との連携を深めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「たくましい“かごしまっ子”」育成推進フォーラムの実施	学校関係者、スポーツ団体関係者、PTA関係者、行政担当者等を対象とし、子どもの体力の現状や運動習慣・生活習慣の重要性について理解を深め、連携した取組を推進するためのフォーラムを開催	保健体育課
運動部活動の指導・運営に係る体制の構築	部活動の在り方に関する方針に則り、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることの推進	保健体育課

⁴³ 本県の児童生徒の運動習慣の育成や体力向上を図るために、各学校の実態に応じて体育・保健体育、特別活動等の授業及び昼休み・放課後等の時間帯において連続長縄跳び、長縄8の字連続跳び、短縄とび、一輪車リレー、連続馬跳び、手つなぎ横とび等の種目（小学校6種目、中学校4種目）を行い、体を動かす楽しさやよさを味わわせるとともに、仲間と楽しく集団で協力し合いながら運動に取り組むことにより、好ましい人間関係や社会性を育成し、自己の健康や体力の課題に応じた運動を実践することができる児童・生徒を育成する。

施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

基本施策 (2) 安全で安心な学校づくり

《現状及び課題》

次世代を担う子どもたちが、地震や豪雨等の自然災害や交通事故、犯罪に巻き込まれる危険性(図表－91、図表－92)を減らし、かけがえのない命を社会全体で守るために、学校における子どもの安全を確保するための組織的な取組や子どもが生涯にわたる安全に関する資質・能力活を培い、将来、安全な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育てる教育を行うなど、学校の子どもの取り巻く安全で安心な学校環境の整備や、子どもたちに、いかなる状況下でも自らの命を守り抜くとともに、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成する必要があります。

あわせて、各学校が、家庭や地域の関係機関・団体とも連携しながら、地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備することが重要です。

また、子どもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行い、耐震化や老朽化対策など、安全で安心な質の高い学校施設の整備を推進し、学校内の安全確保を図る必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

① 学校安全の推進

ア 子どもの命を災害・事故から守る取組の充実

子どもが災害や事故の被害に遭わないよう、学校内外での組織的な取組や災害時や事故時の対応の仕方についての教育の充実を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
学校安全教室の推進	職員、保護者、防犯団体関係者等を対象として、関係機関及び教育委員会による学校の安全管理及び安全に関する講話・実技等を内容とした防災・防犯・交通安全に関する講習会の開催	保健体育課
学校保健・安全・歯科保健講習会の実施	「学校保健・安全・歯科保健講習会」での、教職員・PTA関係者等に対する安全教育の推進	保健体育課
地域ぐるみの学校安全の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携した学校における計画的な防犯教育の実施 ・スクールガード等の養成 ・スクールガードリーダーを配置する市町村への助成 ・警察や関係団体、地域住民等と連携した防犯訓練の実施等 	保健体育課
児童生徒等交通事故防止対策連絡会の開催	交通安全教育の推進及び児童生徒の交通事故防止対策等について、警察・学校・各関係機関が連携強化を図るための連絡会の開催	保健体育課
「児童生徒等交通事故0月間運動」の実施	「交通事故0月間運動」(年2回)期間における交通安全ポスター・標語・作文等のコンクールや、登下校時の巡回指導、通学路の安全点検等の実施・交通安全教室など、子どもの危険予測、危機回避能力を高める安全教育の推進	保健体育課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
県民の総力をあげて交通事故をなくす県民運動の重点として「子どもの交通事故防止」を掲示	子どもの年代や特性に応じた交通安全教育を行い、運転者に対しては、子どもを見かけたら減速、徐行する等「思いやりのある運転」の実践を県民運動として官民一体となり推進	くらし共生協働課
出張交通安全教育の実施	交通安全教育の内容が、子どもの心に残る持続的な安全意識の向上を図れるよう創意工夫した教育内容の実施	交通企画課

② 安全で安心な質の高い学校施設の整備

ア 教育環境の向上

老朽化した校舎の改築や教育内容の多様化・情報化等に対応した施設・設備の整備を推進し、幼児児童生徒が安全で充実した学校生活を送れるよう、教育環境の向上に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
県立学校施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した校舎等の改修や改築など安全対策の推進 ・教育内容等の新たな需要に基づく整備推進 ・適正規模を確保するため特別支援学校校舎等の増改築 	学校施設課
私立学校施設の耐震化の促進	安心・安全な教育環境の整備を図るため、私立学校施設の耐震化を促進	学事法制課 子育て支援課

施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

基本施策 (3) 特別支援教育の充実

《現状及び課題》

障害のある子どもたちの自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に教育を受けられるよう、多様で柔軟な学びの場を整備するとともに、一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援の一層の充実が求められています。

本県においては、支援が必要な子どもが在籍している全ての小・中学校等で、個別の指導計画や個別の教育支援計画が作成されるなど、校内支援体制は着実に整備されています。今後、特別支援学校のセンター的機能の活用や学校間連携の充実を図ることで、就学前から学校卒業後までの一貫した支援体制を構築していく必要があります。

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害特性や教育的ニーズ等に応じた指導・支援の一層の充実を図るとともに、一人一人の自立と社会参加に向けて、キャリア教育や職業教育を推進する必要があります。

また、離島における特別支援教育の充実や、高等学校における特別支援教育の推進が必要となっています。

《施策目標及び具体的施策》

① 特別支援教育の充実等

ア 特別支援教育の充実

障害のある幼児児童生徒の健全な成長を支援するため、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
交流および共同学習の推進	共生社会の形成に向けた障害者理解を推進するために、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習を推進	義務教育課
教育相談・就学相談体制の確立促進	障害の状態や教育的ニーズ、保護者の意見等を踏まえた総合的な就学先の判断がなされるよう、市町村教育委員会における早期からの教育相談・就学相談体制の確立を促進	義務教育課
合理的配慮の提供及び基礎的環境整備の充実	障害のある幼児児童生徒が十分に教育を受けられるようにするための合理的配慮の提供及び基礎的環境整備の充実	義務教育課
学校間連携の充実	個別の教育支援計画や移行支援シート等を活用した移行期の学校間連携の充実による就学前から学校卒業後までの切れ目ない支援体制の構築	義務教育課
教職員の専門性の向上	特別支援学校における幼児児童生徒の障害特性や教育的ニーズ等に応じた指導・支援の一層の充実を図るための教職員の専門性の向上	義務教育課
ICT機器の活用推進	特別支援学校におけるICT機器や障害に応じた教材の整備による児童生徒の障害や特性に応じた指導の充実	義務教育課
職業教育の充実	特別支援学校技能検定の実施や地域の企業や関係機関と連携したネットワークの活用などによる職業教育の更なる推進	義務教育課

第5章 - 施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり
 - 基本施策 (3) 特別支援教育の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
医療的ケアの実施体制整備	特別支援学校において医療的ケアを必要とする児童生徒への対応を行うための看護師の配置及び実施体制整備のための研修の実施	義務教育課
離島における特別支援教育の推進	離島の特別支援学校高等部支援教室における指導内容・方法の工夫・改善及び地元高等学校との交流及び共同学習の推進	義務教育課
高等学校における特別支援教育の推進	高等学校における「通級による指導」の充実及び全ての高等学校における特別支援教育に関する研修の充実や校内支援体制の整備	義務教育課
特別支援学校の施設整備	鹿児島市南部地区における高等部を有する特別支援学校の移転整備	義務教育課 学校施設課
私立幼稚園等の特別支援教育の推進	障害のある幼児を就園させている私立の幼稚園，幼保連携型認定こども園に対する，特別支援教育を行う上で必要な教育費の補助	子育て支援課

施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

基本施策 (4) 幼児教育の充実

《現状及び課題》

認定こども園、幼稚園、保育所等から義務教育段階へと子どもの発達や学びは連続しており、幼児期の教育と小学校教育とは円滑に接続される必要があります。

認定こども園、幼稚園、保育所と小学校等との間で幼児児童の実態や指導方法等について理解を深め、広い視野に立って幼児児童に対する一貫性のある教育を相互に協力し連携して実施する必要があります。

このため、幼稚園等と家庭、地域の連携による小学校との円滑な接続や、今日的な課題に対応した研修等による幼稚園教諭等の資質能力の向上などの取組を更に進め、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児期の教育の充実を図ります。

《施策目標及び具体的施策》

① 幼児教育の質の確保及び向上

ア 幼稚園教諭等の資質向上

幼稚園教諭や保育士等に対する研修の充実や指導監査等の実施により、幼児教育の質の確保及び向上を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
幼稚園教諭一種免許状の取得支援	幼稚園教諭一種免許状への上進に係る認定講習等の受講希望状況の把握や私立幼稚園等の一種免許状保有の促進等の取組に対する支援	子育て支援課 義務教育課
幼稚園教諭等の資質向上	幼稚園教諭及び保育教諭の資質向上を図るための研修の実施	子育て支援課 義務教育課
幼稚園教諭等と保育士の合同研修	教育と保育の一体的提供などについての研修の実施により、幼保連携型認定こども園の保育教諭等の質の向上を図る。	子育て支援課 義務教育課
幼稚園幼児指導要録等の周知	幼稚園幼児指導要録及び幼保連携型認定こども園園児指導要録の周知及び記入の手引きの作成・配布	子育て支援課 義務教育課
効率的な指導監査の実施	市町村との連携による効率的な指導監査の実施	子育て支援課
自己評価、関係者評価及び第三者評価の実施促進	教育・保育の質の向上を図るため、教育・保育施設における自己評価、関係者評価及び第三者評価の実施促進	子育て支援課 義務教育課

イ 幼児教育基盤の充実

幼児教育の質の向上のための環境整備や日本語が苦手な子どもやその保護者への支援等, 幼児教育基盤の充実を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
幼児教育の質の向上のための緊急環境整備	環境の整備を行うことにより, 質の高い環境で, 子どもを安心して育てることができる体制の整備促進	子育て支援課
認定こども園の整備促進	幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち, 保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設である認定こども園の整備促進	子育て支援課
外国人幼児の把握と相談対応	外国人幼児在籍の把握と, 支援方法等に係る設置者からの相談対応	子育て支援課 義務教育課

② 小学校等との円滑な接続の推進

ア 小学校等との円滑な接続の推進

認定こども園, 幼稚園, 保育所と小学校等の関係者による連絡協議会等での指導を通じた円滑な推進を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
幼小接続の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種研修会での幼小接続に係る指導の推進 ・ 各種調査等での幼小接続に係る実態把握と指導 ・ 市町村で開催される幼保小連携研修会等への支援 	子育て支援課 義務教育課

施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

基本施策 (5) 郷土教育の推進

《現状及び課題》

グローバル化の急激な進展の中、鹿児島県の発展を支えていく人材を育成するため、伝統や文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、直接鹿児島県で将来の担い手になることはもとより、世界のどこにいても郷土鹿児島に誇りを持ち、将来の鹿児島を担う気概を持った子どもたちを育成する教育が必要です。

本県は、日本列島の南に位置するという地理的条件から、古くから中国や韓国、東南アジアをはじめ世界の国・地域の文化と接しながら、独自の歴史や文化を作り上げてきました。「郷中教育」や「日新公いろは歌」などの教えもあり、教育を大事にする伝統や風土があり、豊かな自然、日本の近代化をリードした歴史、地域に根ざした個性あふれる文化、全国に誇れる農林水産業等の産業、様々な分野で活躍している人材等の教育的資源も豊富です。地域全体で子どもたちを育てるといった伝統的な地域の教育力も残っています。こうした本県の特性を生かした人間形成を進めていくことが重要です。

このため、鹿児島県の教育的風土や伝統のよさを生かした子育てを推進します。また、鹿児島県の豊かな自然、歴史・文化環境の保全と活用を図ります。

《施策目標及び具体的施策》

① 鹿児島県の特性を生かした子育て支援施策の充実

ア 郷土の風土を生かした子育ての推進

子育て世帯が郷土の風土を生かして積極的に子育て支援ができるよう、地域子育て支援拠点やファミリー・サポート・センター等の取組を促進するとともに、学童期においては、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動を実施する放課後子ども教室への支援を行います。

また、鹿児島県の教育的風土や伝統のよさを生かした異年齢集団での活動を行う「かごしま地域塾」などの取組を推進します。

さらに、鹿児島県の豊かな自然や地理的特性を活かした山村留学等の受入れを支援します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子育て経験者による子育て支援の促進	地域子育て支援拠点やファミリー・サポートセンターなどを活用した地域住民同士の結びつきを生かした子育て経験者による子育て支援等の取組を促進	子育て支援課 雇用労政課
放課後子ども教室への支援	・放課後に小学校の余裕教室等を活用して子どもたちの安心・安全な活動場所を確保し、地域と学校が連携・協働して学習や様々な体験・交流活動を実施する放課後子ども教室への支援 ・新・放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブとの連携促進	青少年男女共同参画課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
地域社会に蓄積された知恵を生かした異年齢集団での活動の推進	郷土に学び・育む青少年運動の組織体制やNPO・企業、老人クラブ等との連携による組織を基盤とし、地域の縁や地域社会に蓄積された様々な知恵を生かした異年齢集団での活動を行う「かごしま地域塾」の活動の充実(地域に根ざした特色ある活動や社会貢献活動等)	青少年男女共同参画課
地域における体験活動の推進	地域の伝統や文化などを生かした様々な体験活動を通して、郷土鹿児島に誇りを持つとともに、社会性や自主性を有する子どもたちを育む活動を行う子ども会、公民館、PTA、関係機関や団体を支援	社会教育課
山村留学受入れの支援	鹿児島の豊かな自然や地理的特性を活かした山村留学について、市町村の取組をホームページ等で広報し、県内外からの留学受入れを支援	義務教育課

イ 豊かな自然環境、歴史・文化環境の保全と活用

子どもが、郷土に愛着をもって心身ともにのびのびと成長することができるよう、本県の恵まれた自然環境や農村環境の保全を図るとともに、豊かな歴史、文化の蓄積に対する理解と認識を深めるよう、その学習機会の充実を図るなど、子どもが心豊かに育つ環境づくりを進めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
多様で恵み豊かな環境の保全	自然保護思想の普及啓発、自然公園・自然環境保全地域の適切な保護管理	自然保護課
	県内の大気汚染の状況並びに公共用水域及び地下水の水質の汚濁の状況の常時監視を実施	環境保全課
農村環境の保全	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のために行われる地域の共同活動等を支援	農村振興課
歴史、文化遺産の周知・活用の推進	<ul style="list-style-type: none"> 歴史、文化遺産の周知による郷土の理解と認識の醸成及びその活用による学習機会の充実 文化財や地域の歴史等に関する学習機会及び体験活動の場の提供 	文化振興課 文化財課

施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

基本施策 (6) 家庭教育の充実

《現状及び課題》

長期的な少子化の一因として、未婚化・晩婚化が進行していますが、その背景としては、結婚や子どもを持つことに対する意識の変化や、かつて地域が果たしていた縁結び機能の低下などが挙げられます。子どもを生き育てることの意義や家庭の大切さを理解できるよう、学校教育において家庭や地域との連携のもと、家庭観や子育て観の醸成に取り組む必要があります。

また、学校・家庭・地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協力し、地域社会全体で子どもを育てる観点から、郷土の様々な教育的資源を活用して、家庭や地域の教育力を総合的に高めていく必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

① 次代の親の育成

ア 家庭観・子育て観の醸成の推進

次世代の親となる若い世代が、「いのち」の大切さと子どもを生き育てられることの素晴らしさを理解し、結婚、出産、子育てに夢を持つことができるよう、その意識の啓発に努めます。

また、学校教育において家庭や地域との連携の下、家庭観・子育て観の醸成に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
児童生徒に対する生命尊重等に係る教育の推進	地域の人材や関係機関と連携した道德教育を中心とする「いのち」の大切さ等に係る教育の推進	義務教育課
生徒の幼児理解の教育の推進	中学校技術・家庭の家庭分野を中心とした、 <u>幼児の発達と生活の特徴や、子どもが育つ環境としての家族の役割等について理解する教育の推進</u>	義務教育課
親になるための学びの推進	親になるための学びを支援するための世代別学習プログラム(中・高の家庭科等の授業で活用できる補助資料)の普及と促進	社会教育課

② 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

ア 家庭の教育力の向上

保護者が自信と責任感をもって子育てができるよう、学習機会を提供するとともに、家庭教育に関して気軽に相談できる体制づくりをすすめ、家庭における育児力・教育力の向上を促進します。

また、保護者が子どもの主体性や人権を尊重した子育てに努めるとともに、子どもの人権尊重の精神が育まれるよう、意識の啓発に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
家庭の意義等についての意識啓発	毎月第3日曜日の「家庭の日」の広報等を通じた、家庭の意義や大切さについての意識啓発	青少年男女共同参画課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
家庭教育の支援	・家庭教育に関する人材の養成や学習機会の提供及び情報提供 ・学校、地域、企業等の様々な団体が連携し、地域ぐるみで家庭教育を支援していく気運の醸成	社会教育課
地域で家庭教育支援に携わる人材の養成	相談対応や専門家の紹介、家庭教育情報の収集・提供、効果的な学習機会の企画・運営等、家庭教育支援に関する活動を整備・調整・推進する人材の養成	社会教育課
家庭教育支援施策関係課連絡会議の開催	庁内各課の家庭教育支援施策や成果・実績等について、関係者が情報を共有、家庭教育支援施策の総合的な推進に反映	社会教育課
「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進	「早寝早起き朝ごはん」等、家庭や地域へ基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる活動の推進	社会教育課
人権に関する啓発活動の推進	全ての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として尊重されるよう、また、子どもの人権尊重の精神が育まれるよう、あらゆる機会と媒体を活用した啓発活動の推進	人権同和対策課
人権尊重を基盤とした男女平等教育の充実	保護者等を対象とした人権尊重を基盤とした男女平等意識の形成と男女共同参画についての理解を深めるための出前講座やセミナーの開催	男女共同参画室 男女共同参画センター

イ 地域の教育力の向上

地域や学校、関係機関などと連携して、ボランティア活動や自然体験、課外活動、文化芸術鑑賞などの体験活動や異年齢活動の機会の充実を図ることで、地域の教育力を向上させ、子どもたちに豊かな心や社会性を育てていくための環境づくりに取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「かごしま地域学校協働活動推進事業」の推進	地域と学校が目指す子ども像や地域のあり方を共有し合い、多くの住民が連携・協働して、子どもたちの学びや確かな成長を支えることで活力ある地域づくりを推進	社会教育課
運動部活動の指導・運営に係る体制の構築	部活動の在り方に関する方針に基づき、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形で地域の持続可能なスポーツ活動のための環境整備の推進	保健体育課
環境学習の推進	「学ぶ環境体験学習塾」の開催などにより、児童生徒等が環境問題や環境保全活動に興味を持ち行動するきっかけづくりを支援し、環境学習を推進	地球温暖化対策室
かごしま景観学習	地域の身近な「景観」を切り口として、地域の魅力や課題を自ら発見し、考え、地域に愛着を持つことを目的とする景観学習への支援により、景観に理解のある人材を育成	地域政策課
自然体験活動の推進	豊かな自然の中で、思いやりや耐性、自主性、社会性、協調性などを身に付けさせるために、青少年社会教育施設等を利用した自然体験や生活体験を実施	社会教育課
環境保全活動のための人材育成	環境保全活動を積極的に行っていこうとする児童生徒を対象とした「環境レター」の募集や、「かごしまこども環境大臣」の任命などにより、持続可能な社会づくりに主体的に参加できる人材を育成	地球温暖化対策室

第5章 - 施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり
 ー 基本施策 (6) 家庭教育の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
農業の体験活動の促進	農業や食料に対する理解の醸成等を図るため、農作業や調理の体験活動、農家への訪問や宿泊体験活動等の実施の支援	農政課 経営技術課 畜産課
森林・林業の体験活動の促進	森林・林業に対する理解の向上や次代の担い手の育成を図るための森林・林業教育の実施や体験活動等への支援	森づくり推進課 森林技術総合センター
漁業の体験活動の促進	漁業や水産資源に対する理解の向上を図るため、漁船を用いた漁業体験、調理、漁家での宿泊体験等の実施の支援	水産振興課
魅力ある私立学校づくり	私立学校（小・中・高・幼稚園・幼保連携型認定こども園）における、国際化教育や体験学習等の特色ある教育の推進	学事法制課 子育て支援課
文化・芸術に親しみ触れる機会の提供	豊かな感性を育む青少年のための芸術鑑賞事業や市町村による青少年劇場等の実施により、文化芸術に親しみ触れる機会を提供	文化振興課
放課後児童クラブの設置及び開設日・時間の延長の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・昼間保護者がいない家庭における小学校就学児童の放課後等の健全な育成を図るために放課後児童クラブの設置及び開設日・時間の延長の促進 ・多様な民間サービスの参入促進 	子育て支援課
放課後児童クラブの整備促進	新・放課後子ども総合プランに基づく待機児童解消を図るための放課後児童クラブの整備促進	子育て支援課

施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

基本施策 (7) 次世代をリードする人材の育成

《現状及び課題》

教育的な風土や伝統など鹿児島県の特性を生かした活動を推進することにより、地域の教育力の向上を図り、鹿児島県の未来を担う人材を育成することが必要です。また、本県と経済・文化・人的交流等により密接な関係にある国や地域を中心に様々な交流を積極的に展開することにより、国際的視野を有する人材の育成や郷土に根ざした青少年活動の活性化を図ることも必要です。このような活動や交流等を通して学んだ、自分の考えを伝えるプレゼンテーション能力等を生かし、自ら考え、主体的に判断し行動できるリーダーを育成することが求められています。

世界中で科学技術イノベーションを担う高度人材の獲得競争が激化する一方、若年人口の減少が進んでいることから、科学技術イノベーション人材の育成が重要になっています。

また、急速に発展する社会の情報化に対応するため、児童生徒の情報活用能力を育むとともに、プログラミング教育、情報モラル教育の充実が求められています。

本県の雇用情勢は、有効求人倍率が高い水準を維持し良好な状況にあるものの新規学卒者の県外流出が続いていることなどにより、人手不足が顕在化しているため、県内就職やU・Iターンの促進を図る必要があります。さらに、技術革新やグローバル化の一層の進展等に対応し、規範意識や倫理観を身に付け、地域や社会の発展を担う創造性豊かな人材を育成する必要があります。特に、人口減少、少子高齢化が進行し集落機能の低下や地域間格差の拡大などの問題が顕在化している本県の中山間地域等では、これらの問題を克服するため、地域づくりの中核的役割を担うリーダーや、そのリーダーを支える人材などの育成、地域外の人材等の活用が重要です。

令和2(2020)年には、オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるとともに、本県では国民体育大会・全国障害者スポーツ大会が開催されます。これを機に、スポーツに関する関心を高め、本県のスポーツ振興に取り組むとともに、次世代競技者の発掘・育成・強化に取り組んでいく必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

① 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

ア グローバル社会で活躍する人材の育成

地域において、異年齢集団での様々な体験活動などを通して、子どもたちの思いやりの心や自律心を育みます。また、青少年の国際交流等を推進し、国際的な視野と先見性、コミュニケーション能力や豊かな感性を持った人材を育成します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
地域社会に蓄積された知恵を生かした異年齢集団での活動の推進	「郷土 <small>ふるさと</small> に学び・育む青少年運動」の組織体制やNPO・企業、老人クラブ等との連携による組織を基盤とし、地域の縁 <small>えにし</small> や地域社会に蓄積された様々な知恵を生かした異年齢集団での活動を行う「かごしま地域塾」の活動の充実(地域に根ざした特色ある活動や社会貢献活動等)	青少年男女共同参画課

第5章 - 施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり
 - 基本施策 (7) 次世代をリードする人材の育成

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
次代の鹿児島をリードする国際的な人材の育成	アジア経済圏の主要都市であり、本県と国際定期路線が就航しているソウル、上海、香港、台北に大学生・社会人を派遣し、現地若手企業人との交流や経済活動の現場体験等を実施	青少年男女共同参画課
国際的感覚やふるさとを愛する心を持つ青少年の育成	本県と関わりの深い香港・シンガポールに高校生を含む青少年を学校等へ派遣するとともに、香港・シンガポールからの青少年を受け入れ、交流活動を実施	青少年男女共同参画課
魅力ある県立短期大学づくり	アメリカや中国の大学との国際学術交流協定に基づき、留学及び語学研修の実施	学事法制課
グローバルに活躍する人材の育成	本県と友好協定を締結している英国のロンドン・カムデン区とマンチェスター市に青少年を派遣するとともに、ロンドン・カムデン区とマンチェスター市からから青少年を受け入れ、交流活動を実施	国際交流課
様々な分野で活躍するグローバル人材の育成及び次代の日中協力関係を担う若者世代の相互理解の増進	本県と包括協定を締結している中国の清華大学への県内大学生の留学派遣	国際交流課
グローバル社会で活躍できる鹿児島の若い世代の育成	これからの国際社会において自ら思考し判断し、言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができる国際感覚をもった児童生徒の育成	義務教育課 高校教育課
豊かな感性やたくましい創造力を持つ青少年の育成	姉妹県盟約を結んでいる岐阜県の青少年との相互交流活動の実施	青少年男女共同参画課
郷土への愛着や誇りを持つ地域や日本をリードする青少年の育成	明治維新 150 周年を契機として薩長土肥 4 県が締結した「薩長土肥同盟」に基づき、4 県の高校生による相互交流の実施	かごしまPR課
京都賞受賞者講演会の開催	将来の鹿児島を担う高校生や大学生をはじめ、広く県民に国際感覚や幅広い視野を養う機会を提供し、文化的・学術的意識の高揚を図るため京都賞受賞者による講演会等を開催	企画課

イ イノベーションの担い手となる科学技術人材等の育成

高等学校及び中高一貫教育校における先進的な科学技術、理科・数学教育を通して、生徒の科学的能力及び技能並びに科学的思考力、判断力及び表現力を培い、将来国際的に活躍し得る科学技術人材等を育成し、理数系教育の充実を図ります。

次世代を担う若者の起業に関する関心を高め、若者の自由な発想や想像力を活かしたビジネスプランの発掘・育成を図ります。また、起業を志す者等に対し、起業のために要する負担の軽減を行い、若者等の活躍の場の拡大、地域の活性化を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
理数教育の推進	児童生徒の科学技術、理科・数学への関心をさらに高め、また、優れた素質を発掘し才能を伸長させるため、先進的な理数系教育の実施	高校教育課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
新たな起業家の育成支援	<ul style="list-style-type: none"> ・起業に関する気運醸成を図るとともに、地域への経済波及効果が高い事業等の発掘及び育成を推進するため、県内企業や大学、高校生を対象としてビジネスプランコンテストを開催 ・若者・女性の活躍の場を拡大することなどを目的として、県内において、卸売業、小売業、サービス業を起業予定又は起業後2年未満の者を対象に、創業初期に必要な費用の一部を助成する補助事業を実施 	産業立地課

ウ 情報通信技術の進化に適応し、活躍できる人材の育成

小・中・高・特別支援学校での教科指導等における ICT^(注44) の効果的な活用により、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うとともに、児童生徒の情報活用能力の育成に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
教育の情報化の推進	ICT を活用し、児童生徒の情報を共有することによる、きめ細やかな指導や、国の ICT 環境の整備方針に基づく、学校における ICT 環境整備の推進	義務教育課 高校教育課

エ 地域づくりで活躍する若者の支援

地域づくりで活躍する若者を支援するために、将来の地域産業の担い手を育成する職業教育の充実を図ります。また、将来の鹿児島を支える人材として、地域の発展のために尽力したいという高い志や行動力をもてるような青年等を育てます。

新規学卒者やその保護者等に対し、県内企業への理解と認識を深めてもらう取組を推進し、若年者の県内定着を促進します。県外大学進学者等への県内企業の情報提供などにより、Uターン希望者の県内就職を促進します。

地域おこし協力隊制度を活用する市町村の取組を支援するとともに、地域おこし協力隊員の効果的な活動や隊員間ネットワークの形成、隊員の更なる活動の推進や任期終了後の定着等に向けた取組を支援します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
産業教育の推進	企業や経済界と連携するなどし、本県の産業等についての理解を深め、子どもたちに、一人一人が本県の担い手であるということの意義を醸成	高校教育課
かごしま青年塾の実施	これからの鹿児島を担う青壮年層を対象に、各界で活躍する経営者やリーダー等との交流や現地での研修等を通して、次世代鹿児島地域の地域を支えるリーダーを育成	社会教育課

(注44) Information and Communication Technology (情報通信技術) の略

第5章 - 施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり
 - 基本施策 (7) 次世代をリードする人材の育成

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
若年者等に対する就職支援	<ul style="list-style-type: none"> ・本県若年者等の就職支援のため、若者就職サポートセンターにおいて、職業適性診断・指導やカウンセリング、各種支援セミナーなどを実施 ・若年者等の県内企業への就職促進を図るため、経済団体や県内企業等に対し、県内定着の推進に向けた取組を要請 ・国との連携による、新規学卒者や若年者を対象とした県内企業合同説明会の実施や、県外進学者や県外就労者等を対象としたUIJターンフェアの首都圏等での開催 	雇用労政課
	<u>高校へのキャリアガイダンススタッフの配置による就労支援の充実</u>	高校教育課
地域おこし協力隊の活動・定着支援	サポート人材研修を実施することにより、地域のリーダーとリーダーをサポートする人材の育成・確保を図るとともに、地域おこし協力隊等の外部人材の活用を支援	地域政策課

オ 国際的に活躍する次世代競技者の育成

スポーツに対する関心を高め、競技人口を増加させるなど、本県のスポーツ振興に取り組むとともに、国際大会や国民体育大会等各種大会で活躍できる選手の育成・強化に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
次世代競技者の育成	各競技団体や関係機関との連携を図りながら、県民の競技力向上に関する意識の高揚に努めるとともに、指導体制の充実及び選手の発掘・育成・強化等を推進	競技力向上対策課

【コラム】 かがしま地域塾

「かがしま地域塾」とは

鹿児島島の教育的風土や伝統を生かし、異年齢集団での様々な体験活動を通し、子どもたちが思いやりや自律心、社会的な規範意識などを身につける活動に取り組む団体のうち、理念に基づき精神鍛錬の場や学習活動の設定、地域に根ざした活動等、次の要件を満たしたものです。

「かがしま地域塾」の要件

(1) 基本となる地域塾としての活動要件

- ① 次代へ引き継ぐ理念・精神等を設定していること
- ② 異年齢による精神鍛錬の場を設定していること
- ③ 年間を通じた学習活動の場を設定していること

(2) 地域に根ざした特色のある活動を展開していること

(3) 将来的に、自立・発展が可能な取組を行っていること

※ 2019 (令和元) 年 11 月 1 日現在の「かがしま地域塾」は、県内で 113 団体です。

地域塾のタイプ別団体数内訳

(R1.11.1 現在)

団体のタイプ	団体数	割合 (%)
校区青少年団体型 (母体が校区青少年育成会議や校区公民館、子ども育成会など)	46	40.7
行政連携型 (母体が市町村教育委員会や学校など)	33	29.2
地域学舎型 (母体が昔から活動している学舎)	8	7.1
NPO・企業連携型 (母体がNPO や企業)	3	2.7
その他 (ジュニアリーダークラブ、ジュニア太鼓などが、本来の目的以外に地域塾として活動するもの)	23	20.3
計	113	100

【かがしま地域塾の活動の様子】



稲刈り体験
(永野兵児塾)



太鼓練習 (徳之島闘牛太鼓)



自然体験活動 (知名町子ども会)



(ボーイスカウト鹿児島21団)

施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

基本施策 (1) 児童虐待防止対策の充実

《現状及び課題》

児童相談所及び市町村が通告・相談を受けた児童虐待の件数及び虐待と認定した件数は、近年急激に増加しており、2014（平成26）年度と2018（平成30）年度を比較すると、3倍近くに増加しています。（図表-89）全国的にも児童相談所の虐待相談対応件数は、一貫して増加を続けており、児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例も数多く発生しています。

児童虐待防止のためには、体罰によらない子育ての推進など子どもの権利擁護の取組を進めることや児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応が重要です。

児童虐待の発生予防・早期発見については、妊娠期から子育て期まで、関係機関が連携し、切れ目のない支援を実施することや、児童虐待の相談窓口の周知等を図ることが必要です。

また、児童虐待発生時の迅速・的確な対応については、児童相談所の体制強化等が必要です。

県では、これまで児童虐待発生時の迅速・的確な対応を図るため、児童福祉司等の増員や非常勤弁護士との配置など、児童相談所の体制強化に取り組んできているところです。

国は、児童相談所の体制強化を図るため、児童福祉司の配置に関して、人口当たり配置標準を「人口4万人に対して1人」から「3万人に対して1人」とするなどの改正を行い、2022（令和4）年4月から適用するとしたほか、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援の行う職員を分ける措置の実施等を定めた改正児童福祉法等を2019（令和元）年6月に公布しました。

2019（令和元）年8月に出水市において4歳女児が死亡する事案が発生し、厚生労働省からは、

- 幼児1人での夜間の頻繁な外出、転居や家族形態の変化など、リスクが高まる兆候があったにもかかわらず、それを踏まえた適切なアセスメントが行われていなかった。
- 援助方針に沿った児童相談所の継続的な支援と関係機関との間でのリスク情報共有が徹底されていなかった、といった課題が示されたところです。

県では、当該事案の発生を受け、県社会福祉審議会の下に設置されている相談部会において、関係機関との連携などこれまでの経緯等について事実の把握を行うなど、検証を行っているところです。

今後、改正児童福祉法等や出水市女児死亡事案に係る検証結果等を踏まえ、児童相談所の体制強化や関係機関との連携強化等に取り組んでいく必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

① 子どもの権利擁護

ア 体罰によらない子育て等の推進

国は、体罰の範囲や体罰禁止に関する考え方等について、国民にわかりやすく説明するためのガイドライン等を作成するとしていることから、このガイドライン等も踏まえ、児童虐待防止推進月間（毎年11月）におけるオレンジ・リボンキャンペーンや県ホームページ等を通じて、体罰によらない子育てを推進するための普及啓発活動に取り組みます。

また、児童相談所が子どもの権利を守っていないと考えられるときや、子どもの意向が児童相談所の対応と一致しないときは、子ども自身や関係機関が児童福祉審議会へ申立を行うことができること

について、周知を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子どもの権利擁護に係る普及啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 「児童虐待防止推進月間（毎年11月）」におけるオレンジリボン・キャンペーンの実施のほか、県ホームページ等による広報・啓発 児童相談所が行う施設入所や里親委託の措置等に関して、子ども自身や関係機関が児童福祉審議会へ申立を行うことできることについて、児童養護施設等を通じて周知 	子ども家庭課 児童相談所

② 児童虐待の発生予防・早期発見

ア 相談・支援体制の整備

女性健康支援センターにおいて、妊娠・出産についての悩み等について電話や電子メール等による相談に応じます。また、SNSやリーフレット等を活用し、同センターの広報に努めます。

養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を把握し、市町村等による必要な支援につなげるため、市町村における妊婦健診、乳幼児検診の充実強化の取組を支援するほか、産婦検診、産後ケア事業等の取組を市町村の実情に応じて促進します。

市町村において、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できるよう、国の交付金等を活用した「子育て世代包括支援センター」の設置を促進します。

また、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携を強化し、切れ目のない支援を行うことができる体制整備を図るため、運営経費に係る国の財政支援の活用を含め、市町村に対し必要な助言等を行い、「子ども家庭総合支援拠点」の設置を促進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
妊婦等に対する相談・支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 女性健康支援センター専門相談窓口の設置による妊娠・出産等に関する悩みについての電話相談やメール相談を実施、また一般相談窓口として保健所で相談に対応 保健所ごとの支援調整会議開催による、産後うつ等ハイリスク妊産婦への継続的な支援体制づくり 医療機関等との連携による産後うつ等ハイリスク妊産婦の早期把握・早期支援の取組の推進 	子ども家庭課 保健所
市町村の取組の支援	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が実施する産後ケア、産婦健康診査及び産前・産後サポート事業並びに新生児訪問指導、乳児家庭全戸訪問及び養育支援訪問事業に対する支援 母子保健関係者の質の向上及び活動推進のための妊娠・出産・育児支援に関する研修の実施 妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的・継続的に相談支援を提供する子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の市町村における設置を促進するため、<u>説明会の開催や助言等の支援を実施</u> 	子ども家庭課 保健所 子育て支援課

イ 関係機関との連携強化等

児童相談所において「子ども虐待防止ネットワーク会議」や「子どもSOS地域連絡会議」を開催するなどにより、市町村、学校、警察、医療機関等の関係機関との連携強化を図るとともに、市町村の「要保護児童対策地域協議会」への参加を通じ、積極的な情報共有、支援方針の協議等により、市町村との協働に努めます。

また、協議会においては、児童相談所から積極的に助言を行うとともに、「要保護児童対策調整機関の調整担当者研修」の実施により、協議会の機能強化や効果的運営を支援します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「子ども虐待防止ネットワーク会議」の開催	児童虐待の未然防止等のため、児童相談所及び関係機関が円滑な連携・協力を図ることを目的に、福祉、保健、医療、学校、警察等の関係機関が児童虐待の現状や課題等について、情報交換・協議を行う。	子ども家庭課 児童相談所
「子どもSOS地域連絡会議」の開催	児童虐待の早期発見等に関し、各地域振興局・支庁単位で、要保護児童対策地域協議会の運営主体である市町村や関係機関と児童相談所が各地域内における役割の明確化と相互の連携・協力体制の確立を図るため、児童虐待の対応等について、情報交換や研修等を行う。	子ども家庭課 児童相談所
教育相談、関係機関との連携	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した児童虐待に係る相談・支援体制の充実及び福祉関係機関等との連携強化	義務教育課 高校教育課

ウ 児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」の周知

児童虐待防止への県民の関心を喚起し、子ども達を地域全体で見守る機運を醸成するため、児童虐待防止推進月間(毎年11月)を中心に実施しているオレンジリボン・キャンペーンや県広報媒体等を通じて、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」の周知を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
「189（いちはやく）」の周知	オレンジリボン・キャンペーンや県広報媒体等を通じた、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」の周知	子ども家庭課 児童相談所

エ DVの特性や子どもへの影響等に係る啓発

「女性に対する暴力をなくす運動」などの機会に、セミナーや研修会の開催等を通じて、DVの特性や子どもへの影響等に係る啓発を行います。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
DVの特性や子どもへの影響等に係る啓発	「女性に対する暴力をなくす運動」などの機会に、セミナーや研修会の開催等を通じた啓発を行う。	男女共同参画室 男女共同参画センター 子ども家庭課

③ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

ア 児童相談所の人員体制の強化及び専門性の向上

2022（令和4）年4月から適用される児童福祉司の新たな配置標準や2019（令和元）年6月に公布された改正児童福祉法等の規定を踏まえ、児童福祉司及び児童心理司の増員や医師・保健師の配置、介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講じるなど、体制の強化を図ります。

弁護士による指導・助言を受けられる体制を確保するとともに、研修等を通じた職員の資質向上を図ります。

児童相談所の業務に対する評価については、令和元年6月公布の改正児童福祉法において、都道府県知事は、児童相談所が行う業務の質の評価を行うこと等により、当該業務の質の向上に努めなければならないとされ、また、国においては、標準的な指標や実施方法等についてガイドラインを策定し、地方自治体における取組を支援するとしていることから、これらを踏まえ、評価の実施を検討していきます。

児童相談所業務の民間委託については、その可否を含め、今後検討していきます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
児童相談所の人員体制の強化	政令で定められた配置基準に基づく児童福祉司等の配置、弁護士、医師の配置等による支援・相談体制の整備	子ども家庭課 児童相談所
職員の資質向上、専門性の確保	児童福祉司任用前講習等の義務研修の実施、民間研修機関等の実施する各種研修の受講	子ども家庭課 児童相談所
児童相談所の業務の見直し	介入的業務を行う職員と保護者支援を行う職員を分離する措置等の実施、第三者等による児童相談所業務に対する評価の実施の検討、民間委託の検討	子ども家庭課 児童相談所

イ 一時保護所の機能及び体制の充実

一時保護所については、現在、中央児童相談所（鹿児島市）及び大島児童相談所（奄美市）に設置しており、今後とも一時保護した児童の心身の安定化を図り、安心感を持って生活できるよう、必要な環境整備や人員配置等に努めていきます。

また、必要に応じ、一時保護委託を活用し、適切な一時保護を図ります。

一時保護人数は増加傾向にあることから、必要に応じ定員の見直し等について検討します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
一時保護所の管理運営及び一時保護委託の実施	一時保護を必要とする子どもを適切な環境において保護するための一時保護所の管理運営及び一時保護委託の実施	子ども家庭課 児童相談所

ウ 児童虐待による死亡事例等の検証

2019（令和元）年8月に出水市において発生した4歳女児死亡事案について、県社会福祉審議会の下に設置されている相談部会において、関係機関との連携など、これまでの経緯等について事実の把握を行った上で、死亡した児童の視点に立って発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するなど、しっかりとした検証を行っていくとともに、関係市が検証を行う場合、必要な支援に努めます。

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
- 基本施策 (1) 児童虐待防止対策の充実

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
児童虐待等による死亡事例等の検証	県社会福祉審議会相談部会における出水市4歳女児死亡事案の検証	子ども家庭課

施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

基本施策 (2) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

《現状及び課題》

鹿児島県の未来を担う子どもたちの中で、生まれながらにして様々な格差があってはなりません。

しかしながら現実には、子どもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくない状況にあります。

子どもたちの将来をより一層輝かしいものとするためには、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて総合的に対策を推進する必要があります。いわゆる貧困の連鎖によって、子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはなりません。

本県における生活保護世帯の子どもの数は、2018（平成30）年は1,582人であり、被保護人員全体の約1割を占めています（図表－74）。生活保護世帯の子どもの中学卒業後及び高等学校卒業後の進学率は、県全体の進学率に比べ、低くなっています（図表－75）。また、高等学校等中退率は、県全体に比べ高くなっている状況です（図表－76）。

「かごしま子ども調査」によると、母子世帯は特に所得が低い傾向にあります。経済的な理由から医療機関で子どもの受診をためらったり、子どもの学習意欲にこたえられなかったりすることもあるようです（図表－82、図表－83）。

また、2019（令和元）6月には子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、目的として、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの「将来」だけでなく、「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されるとともに、基本理念として、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること等が明記されました。

また、都道府県に加え、市町村についても子どもの貧困対策について計画を定める旨が規定されました。

子どもの心身の健全な成長を確保するため、親の妊娠・出産期から、生活困窮を含めた家庭内の課題を早期に把握した上で、適切な支援につないだり、高校・大学等を卒業、就職して、子どもの社会的自立が確立されるまでの継続的な視点で支援体制を構築したりする必要があるほか、生まれた地域によって子どもの将来が異なることのないよう、地方公共団体による計画の策定や取組の充実を図る必要があります。

また、子どもの貧困の実態は見えにくく、捉えづらいつとされており、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用しつがらない等の状況も見られます。各種支援を実効あるものにするためには、当事者の視点に立ち、①子どもや家族が、必要なときに助けを求めたり、相談したりできる場所を明確化する、②声を上げられない場合にも、周囲が気づき、必要な支援につなく、③支援の利用を周囲が能動的に手助けしていく、といったことも必要です。

県子ども・子育て支援会議に設置した「子どもの生活支援対策部会」においても、「子どもの生活支援のためには親の生活が安定するよう支援することが必要」、「無料で学習支援を受けられるような体制づくりや見えにくい相対的貧困に入つていけるような環境づくりが必要」、「妊娠期から乳幼児、高校生まで含めた生活支援、子どもの生活支援対策を県民に周知し、支援につながらよう、支援を必要としている子どもの周りの人たちがフォローしていくことが重要」、「支援を必要としている子どもたちを支援につなげていける可能性がある、子ども食堂に対する支援が必要」などの意見が出されたところではす。

このため、教育の機会均等を保障するための教育費負担の軽減や、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、医療費等に係る経済的支援を、子どものライフステージに応じて切れ目なく適切に提供するとともに、市町村における子どもの貧困対策計画の策定の促進などの取組を通じて、県内のどこに住んでいても、子どもたちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦し、未来を切り拓いていけるような社会を目指します。また、どんな環境にあっても前向きに伸びようとする子どもたちをオール鹿児島で支援する環境づくりを図ります。

《施策目標及び具体的施策》

① 教育の支援

ア 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上

年齢や発達に合わせた質の高い幼児教育・保育環境は、子どもたちの健全な育ちや家庭における親の子育て環境に大きな影響を与えることから、幼稚園・保育所・認定こども園の充実は、貧困の世代間連鎖を断ち切ることにもつながります。子どもたちの将来が、その生まれ育った家庭の事情に左右されてしまう場合が少なくない現状を踏まえ、幼児教育・保育の無償化の着実な実施と質の高い幼児教育・保育の確保に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
幼児教育・保育の無償化	・ 3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民非課税世帯の子どもについて、幼児教育・保育の利用料を無償化 ・ 各施設において実費徴収を行うこととされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助	子育て支援課
保育士や幼稚園教諭等の資質の向上	・ 保育士及び幼稚園教諭等の資質向上を図るための研修の実施 ・ 教育と保育の一体的提供などについての研修の実施により、幼保連携型認定こども園の保育教諭等の質の向上を図る。	子育て支援課 義務教育課
保育士等のキャリアアップの促進	一定の経験年数を有するリーダー的な役割を担う保育士等に対し、キャリアアップ研修を実施し、専門性の向上を図り保育の質を高めるとともに、当該研修の修了が加算要件とされる処遇改善等加算IIによる保育士等の処遇改善を図る。	子育て支援課
幼稚園教諭及び保育士等の賃金改善	国の制度に基づく私学助成及び施設型給付費等により幼稚園教諭及び保育士等の賃金改善を促進	子育て支援課
魅力ある保育環境の構築	施設長及び経営者を対象に職場環境の改善の取組への理解を促し、保育士のより良い職場環境づくりを目指す。	子育て支援課
幼小接続の促進	・ 各種研修会での幼小接続に係る指導の推進 ・ 各種調査等での幼小接続に係る実態把握と指導 ・ 市町村で開催される幼保小連携研修会等への支援	子育て支援課 義務教育課

イ 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

家庭の状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のある全ての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう、学習環境の整備や確かな学力の育成を図ります。

また、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが機能する体制づくりを推進し、貧困世帯の子どもたちを早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていきます。

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
 ー 基本施策 (2) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
基礎学力の向上	学習指導要領における基礎学力及び活用する力の定着度調査及び指導方法の改善	義務教育課
県立高校学力育成支援	・アクティブ・ラーニング研究員の研修・研究による指導力の向上 ・公開授業等の実施 ・夏トライ！グレードアップ・ゼミの開催	高校教育課
教育相談、関係機関との連携	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した貧困対策に係る相談・支援体制の充実及び福祉関係機関等との連携強化	義務教育課 高校教育課

ウ 高等学校等における修学継続のための支援

高校中退を防止することは、将来の貧困を予防する観点から重要であり、スクールソーシャルワーカー等による指導・相談体制の充実を図るとともに、高校中退者の学び直しを支援します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
教育相談、関係機関との連携	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した貧困対策に係る相談・支援体制の充実及び福祉関係機関等との連携強化	義務教育課 高校教育課
高校等で学び直す者に対する支援	高校等中退者が高等学校等に再入学して学び直す場合、卒業するまで（最長2年間）高等学校等就学支援金相当額を支給	総務福利課 学事法制課

エ 大学等進学に対する教育機会の提供

経済的な理由によって大学等への進学を断念することがないように、また、意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、奨学金を貸与します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
高校生・大学生等に対する奨学金の貸与	・学力及び人物が優れているのにも関わらず、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 ・大学等進学に係る経済的負担の軽減を図り、本県の将来を担う有為な人材を育成するため、奨学金を貸与	総務福利課

オ 特に配慮を要する子どもへの支援

児童養護施設等で暮らす子どもたちの学習環境の整備や学習指導等の充実を促進するとともに、幼稚園等における特別支援教育の推進を図ります。また、外国人の子どもの就学の促進と日本語指導が必要な子どもへの支援に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
学習指導の強化	児童養護施設等で暮らす児童の個々の学力・態様に応じた学習環境を整え、進学に対する学習指導やスポーツ・ダンス等表現活動により情緒を安定させ児童の自立を支援する学習指導を促進	子ども家庭課

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
 ー 基本施策 (2) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
就学援助制度等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校に在籍する児童生徒が経済的理由によって就学困難な場合、その保護者に対し、市町村が学用品費、学校給食費や修学旅行費など、就学に必要な経費を援助 ・特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等に在籍する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学用品費、学校給食費や交通費など、就学に必要な経費を援助 	義務教育課 保健体育課
私立幼稚園等の特別支援教育の推進	障害のある幼児を就園させている私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園に対する、特別支援教育を行う上で必要な教育費の補助	子育て支援課
外国人の子どもへの就学案内の徹底	<u>外国人の子どもの就学機会の確保に向けた、市町村との連携による県内在住外国人に対する就学のための必要な情報提供、未就学者の情報把握</u>	義務教育課
日本語指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室を設置している学校への教員配置の充実 ・小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒、高等学校における外国人生徒に対する学習環境の整備 	教職員課 義務教育課 高校教育課
外国人生徒への進学・就職の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人生徒を対象とした高等学校の入学試験などのガイダンスの充実 ・高等学校及び大学・短大・専門学校など様々な学校への進学や就職などの進路実現に向けたキャリア教育の支援 	義務教育課 高校教育課

カ 教育費負担の軽減

経済的な理由で、子どもたちが夢をあきらめることがないように、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
就学援助制度等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校に在籍する児童生徒が経済的理由によって就学困難な場合、その保護者に対し、市町村が学用品費、学校給食費や修学旅行費など、就学に必要な経費を援助 ・特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等に在籍する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学用品費、学校給食費や交通費など、就学に必要な経費を援助 	義務教育課 保健体育課
奨学のための給付金	授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給	高校教育課 学事法制課
生活福祉資金（教育支援資金）の貸付	低所得者世帯の子どもが高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費の貸付	社会福祉課
生活保護世帯への進学費用等の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護制度による教育扶助（学校給食費等）を支給 ・生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給 ・生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学費用に充てられる場合、収入として認定しない。 ・生活保護世帯の子どもが、大学等進学後も引き続き、同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子どもの分の住宅扶助額を減額しない。 	社会福祉課

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
 ー 基本施策 (2) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
進学準備給付金の支給	生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給	社会福祉課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の母又は父等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、これらの児童等の福祉を増進するための資金を貸付	子ども家庭課

キ 地域における学習支援等

地域による学習支援等の促進等を図るとともに、生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援や地域における子どもの居場所となる子ども食堂への支援に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
地域学校協働活動の推進	学校・家庭・地域の協働の基盤となる地域学校協働本部の設置の推進により、地域による学習支援等の促進を図り、活動の場が信頼できる大人との出会いの場となるよう多様な住民の参画を促す。	社会教育課
生活困窮世帯の子どもの学習支援	生活困窮者 ^(注45) 世帯等の子どもに対して、学習支援（日々の学習の習慣づけ、授業等のフォローアップ、高校進学支援、高校中退防止等）を実施	社会福祉課
生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者世帯等の子ども・その保護者に対して、生活習慣・育成環境の改善（居場所づくり、生活習慣の形成・改善支援、小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等）を実施 教育及び就労に関する支援（進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供、関係機関との連携による多様な進路選択に向けた助言）を実施 	社会福祉課
子ども食堂への支援	<ul style="list-style-type: none"> 子ども食堂の立ち上げ時の相談体制を整え、開設支援を行うことで、子ども食堂の設置を促進 子ども食堂の円滑な運営を図るため、地域における関係者の連携を促進 子ども食堂への理解を深め、気軽に参加し、幅広い支援が得られるよう周知 子ども食堂の安全性を確保する取組を支援 	子育て支援課

ク その他の教育支援

学校給食費の補助などにより、学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保を図るとともに、地域学校協働活動や子どもの入館料等無料化を通じて、多様な体験活動の機会の提供などに努めます。

(注45) 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
就学援助制度等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校に在籍する児童生徒が経済的理由によって就学困難な場合、その保護者に対し、市町村が学用品費、学校給食費や修学旅行費など、就学に必要な経費を援助 ・特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等に在籍する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学用品費、学校給食費や交通費など、就学に必要な経費を援助 	義務教育課 保健体育課
生活保護世帯への進学費用等の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護制度による教育扶助（学校給食費等）を支給 ・生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給 ・生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学費用に充てられる場合は、収入として認定しない。 ・生活保護世帯の子どもが、大学等進学後も引き続き、同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子どもの分の住宅扶助額を減額しない。 	社会福祉課
多様な体験活動の機会の提供	<p>県立青少年社会教育施設において、児童養護施設等の子どもを対象に、自己肯定感の向上、生活習慣の改善等につながる多様な体験活動の場を提供する。</p>	社会教育課
子どもの入館料等無料化	<p>子どもたちが鹿児島島の自然、歴史、文化などに触れる機会を増やし、郷土についての学びを深め、ふるさとを愛する心を育むため、県有の常設展示施設における土・日・祝日の県内在住の小・中・高校生（18歳以下）の入館・入園料を無料化する。</p>	青少年男女共同参画課
進路保障の取組の推進	<p>人権教育を推進する中で、子どもの就労や進路、学力に係る現状や課題を踏まえ、自己実現を果たしていくために必要な力を育む進路保障の取組について、教職員等に対し理解と認識を深める研修を実施</p>	人権同和教育課

② 生活の安定に資するための支援

ア 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

貧困世帯では複合的で多様な課題を抱えており、世帯の生活や子どもを支える総合的な取組が求められているほか、家庭内の課題を早期に把握し、適切な支援につなぐ必要性が指摘されています。また、社会的孤立に陥ることがないように、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
産後ケアなど、妊産婦の心身のケアへの取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・産後ケア、産婦健康診査、産前・産後サポート事業についての情報発信 ・すべての市町村が産婦健康診査に取り組み、要支援妊産婦への適切な支援ができるよう、県医師会等関係機関と連携し、体制を整備する。 ・保健所ごとに支援調整会議を開催し、産後うつ等ハイリスク妊産婦への継続的な支援体制づくりを行う。 ・産後も安心して育児ができるよう出産後の母子への心身のケアや育児サポートを行う産後ケアに取り組む市町村への支援 	子ども家庭課 保健所

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
 ー 基本施策 (2) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)の推進	生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問により、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保	子ども家庭課
利用者支援の実施促進	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う利用者支援の実施促進	子育て支援課
子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の設置促進	妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的・継続的に相談支援を提供する子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の市町村における設置を促進するため、 <u>説明会の開催や助言等の支援を実施</u>	子育て支援課 子ども家庭課
女性健康支援センター事業	予期せぬ妊娠等について相談に応じるため、本事業で設置している相談窓口について、SNSを活用した周知やSNSを経由した相談受付について検討する。	子ども家庭課
女性相談センターの運営	特定妊婦を含む困難な問題を抱える女性に対し、相談・保護を行うとともに、母子生活支援施設への一時保護委託や婦人保護施設への入所措置を行うなどの支援を行う。	子ども家庭課 女性相談センター
ひとり親家庭等への支援	県母子寡婦福祉連合会と連携し、ひとり親家庭等に対し、生活援助等を行う家庭生活支援員の派遣や、法律の専門家による相談等の支援を実施する。	子ども家庭課
相談・指導・助言の実施	子育て及び児童全般に係る問題やひとり親家庭における生活一般や就業についての相談・指導・助言の実施	子ども家庭課

イ 保護者の生活支援

さまざまな課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な支援を実施するとともに、保育等の確保などの取組により、保護者の育児負担の軽減を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活困窮者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> 自立相談支援機関^(注46)において、生活困窮者から相談を受け、抱えている課題を評価・分析の上、自立支援計画^(注47)を作成し、それに基づき、各種支援を包括的に実施 離職等により住居を失った又はそのおそれの高い生活困窮者に対し、安定的に就職活動を行うことができるよう有期で家賃相当額を支給 シェルター^(注47)退所者等に対し、入所に当たっての支援や居宅における一定期間の訪問による見守り生活支援を行う。 家計に課題を抱える生活困窮者の早期の生活再生に向けて、家計管理能力の向上や滞納の解消、債務整理に関する支援を実施 	社会福祉課

(注46) 生活困窮者からの相談に応じ必要な情報の提供や助言等を行い、包括的な支援を実施する機関生活困窮者からの相談に応じ必要な情報の提供や助言等を行い、包括的な支援を実施する機関

(注47) 生活困窮者が抱える多様で複合的な課題を包括的に受け止め、本人の置かれている状況や本人の意思を十分に確認した上で、支援の種類及び内容等を記載したもの。

(注47) シェルターは、ホームレスに対して緊急一時的な宿泊場所を提供することにより、健康状態の悪化を防止し、その自立を支援することを目的として運営される。

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
 ー 基本施策 (2) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活保護費の支給と自立支援	生活保護世帯について、保護費の支給により最低限度の生活を保障するとともに、生活指導や就労支援等により自立を助長する。	社会福祉課
保育等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所等の整備促進 ・ 昼間保護者がいない家庭における小学校就学児童の健全な育成を図るために放課後児童クラブの設置促進 ・ 新・放課後子ども総合プランに基づく放課後児童クラブと放課後子供教室との連携促進 ・ 家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に行う子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）の実施促進 ・ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う一時預かり事業の実施促進 	子育て支援課 青少年男女共同参画課
ファミリー・サポート・センターの設置促進	子育てを地域の中で相互援助するファミリー・サポート・センターの設置促進	雇用労政課
ひとり親家庭等に対する日常生活の支援	ひとり親家庭等において、修学や疾病などにより、家事援助、保育等のサービスが必要となった際の家庭生活支援員の派遣	子ども家庭課

ウ 子どもの生活支援

生活困窮世帯の子どもたちの学習・生活支援を行うとともに、社会的養育が必要な子どもたちへの生活支援を図ります。また、子ども食堂への支援や食育の推進に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活困窮者世帯等の子ども・その保護者に対して、生活習慣・育成環境の改善（居場所づくり、生活習慣の形成・改善支援、小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等）を実施 ・ 教育及び就労に関する支援（進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供、関係機関との連携による多様な進路選択に向けた助言）を実施 	社会福祉課
里親制度の普及・啓発等	里親制度の普及・啓発についての広報活動を実施し、新規開拓を推進するとともに、専門里親等に、ファミリーホームへの移行を働きかけることにより、ファミリーホームの開設を促進	子ども家庭課 児童相談所
子どもの成長過程に応じた望ましい食生活習慣の定着	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村と連携し乳幼児健診等における食育に関する保護者への情報提供 ・ 母子保健関係者への食育に関する情報提供 ・ 思春期のやせや肥満、望ましい食生活の在り方等を含めた思春期教育 	子ども家庭課 保健所 保健体育課

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
 ー 基本施策 (2) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
	<ul style="list-style-type: none"> ・食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、食に関する自己管理能力を育成 ・学校給食を活用した食に関する指導を推進 ・地域の特性を生かした農業体験学習の取組 ・「早寝早起き朝ごはん」等、家庭や地域への基本的な生活習慣に関する意識啓発のための取組の推進 	保健体育課 義務教育課 社会教育課
	「保育所保育指針」、「保育所における食事の提供ガイドライン」等の活用により、保育所等における食育を推進	子育て支援課
子ども食堂への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂の立ち上げ時の相談体制を整え、開設支援を行うことで、子ども食堂の設置を促進 ・子ども食堂の円滑な運営を図るため、地域における関係者の連携を促進 ・子ども食堂への理解を深め、気軽に参加し、幅広い支援が得られるよう周知 ・子ども食堂の安全性を確保する取組を支援 	子育て支援課

Ⅱ 子どもの就労支援

生活困窮世帯の子どもたちに対する進路選択や将来の就職に向けた相談等の支援や児童養護施設等で暮らす子どもたちの自立に向けた支援、若年者の職業的自立に向けた就労支援に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活困窮世帯の子ども・その保護者に対する生活支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者世帯等の子ども・その保護者に対して、生活習慣・育成環境の改善（居場所づくり、生活習慣の形成・改善支援、小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等）を実施 ・教育及び就労に関する支援（進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供、関係機関との連携による多様な進路選択に向けた助言）を実施 	社会福祉課
自立に向けた継続的養育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等で暮らす児童の進学や就労に際して、自立生活能力を向上させるため18歳以降の措置延長を活用 ・自立援助ホームの充実及び連携 	子ども家庭課
職業的自立に向けた就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーター等を含む若年者の就職促進のため、企業での実践的な職業訓練を設定し、企業ニーズに即応した人材を育成 ・フリーター等を含む若年者の就職支援のため、若者就職サポートセンターにおける職業適性診断・指導、カウンセリング、各種支援セミナーなどを実施 ・地域若者サポートステーションにおいて、学校卒業若しくは中途退学又は離職後、一定期間無業の状態にある者の職業的自立を支援 	雇用労政課

オ 住宅に関する支援

住宅困窮度の高い子育て世帯やひとり親家庭の住宅確保の支援に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
県営住宅入居における 当選倍率優遇方式の実 施	県営住宅の入居において、ひとり親世帯、子育て世帯（未就学児 を持つ世帯）及び多子世帯（18歳未満の子が3人以上いる世帯） に対する当選倍率優遇方式の実施	住宅政策室
子育て世帯等を受け入 れる民間賃貸住宅の登 録・情報発信	子育て世帯を含む住宅確保要配慮世帯の居住の安定の確保を図 るため、住宅確保要配慮者を受け入れる民間賃貸住宅（空き家の活 用を含む。）の登録・情報発信	住宅政策室
県営住宅における家賃 の減免	県営住宅の入居者及び入居しようとする者で、収入が著しく低 額な者に対し、関係法令に基づき家賃の減免を実施	住宅政策室
生活困窮者の自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援機関において、生活困窮者から相談を受け、抱え ている課題を評価・分析の上、自立支援計画を作成し、それに 基づき、各種支援を包括的に実施 ・離職等により住居を失った又はそのおそれの高い生活困窮者に 対し、安定的に就職活動を行うことができるよう有期で家賃相 当額を支給 ・家計に問題を抱える生活困窮者の早期の生活再生に向けて、家 計管理能力の向上や滞納の解消、債務整理に関する支援を実施 	社会福祉課
母子父子寡婦福祉資金 の貸付	ひとり親家庭の母又は父等の経済的自立の助成と生活意欲の助 長を図り、併せて、これらの児童等の福祉を増進するための資金を 貸付	子ども家庭課

カ 児童養護施設退所者等に関する支援

家庭復帰する子どもへの支援や児童養護施設退所者等にアフターケアなどの支援に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
代替養育を受けている 子どもの家庭復帰に向 けた支援	代替養育を受けている子どもが家庭に復帰する際には、児童相 談所において、親子の面会、外泊等を通じて親子の良好な関係が築 かれるよう支援するとともに、要保護児童対策地域協議会を構成 する関係機関と連携し、家庭訪問等を通じ、子どもの安全確認や必 要な支援を行う。	子ども家庭課 児童相談所
アフターケアの充実	児童養護施設退所者等に対し、里親支援専門相談員や職業指導 員による措置解除後の児童の状況確認や相談等アフターケアの充 実を促進	子ども家庭課
子どもの成長や就労の 支援	<ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等を退所した子どもが、就職やアパート等賃借の 際に、施設長等が身元保証人となる場合の保険料補助を実施 ・児童養護施設等を退所後すぐに就業する者又は大学等において 高等教育を受ける者等に対し、安定した生活基盤を築くための 支援や就職に必要な資格取得のための支援を実施 	子ども家庭課

キ 支援体制の強化

市町村の取組への支援や社会的養護の体制整備、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施
策の連携の推進、相談職員の資質の向上などを図ります。

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
 ー 基本施策 (2) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
市町村の取組の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が実施する産後ケア、産婦健康診査及び産前・産後サポート事業並びに新生児訪問指導、乳児家庭全戸訪問及び養育支援訪問事業に対する支援 ・母子保健関係者の質の向上及び活動推進のための妊娠・出産・育児支援に関する研修の実施 ・子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点の設置促進 	子ども家庭課 保健所 子育て支援課
児童養護施設等の小規模かつ地域分散化及び多機能化・機能転換の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先 ・既存ユニットについては多機能化・機能転換に向けて活用を促進 	子ども家庭課
里親支援の充実	里親制度の普及・啓発についての広報活動を実施し、新規開拓を推進するとともに、専門里親等に、ファミリーホームへの移行を働きかけることにより、ファミリーホームの開設を促進	子ども家庭課 児童相談所
「子ども虐待防止ネットワーク会議」の開催	子ども虐待の未然防止等のため、児童相談所及び関係機関が円滑な連携・協力を図ることを目的に、福祉、保健、医療、学校、警察等の関係機関が子ども虐待の現状や課題等について、情報交換・協議を行う。	子ども家庭課 児童相談所
「子どもSOS地域連絡会議」の開催	子ども虐待の早期発見等に関し、各地域振興局・支庁単位で、要保護児童対策地域協議会の運営主体である市町村や関係機関と児童相談所が各地域内における役割の明確化と相互の連携・協力体制の確立を図るため、児童虐待の対応等について、情報交換や研修等を行う。	子ども家庭課 児童相談所
児童相談所の人員体制の強化	政令で定められた配置基準に基づく児童福祉司等の配置、弁護士、医師の配置等による支援・相談体制の整備	子ども家庭課 児童相談所
児童相談所の職員の資質向上、専門性の確保	児童福祉司任用前講習等の義務研修の実施、民間研修機関等の実施する各種研修の受講	子ども家庭課 児童相談所
児童相談所の業務の見直し	介入的業務を行う職員と保護者支援を行う職員を分離する措置等の実施、第三者等による児童相談所業務に対する評価の実施の検討、民間委託の検討	子ども家庭課 児童相談所
マイナンバーの利用による各種手続きの負担軽減	児童扶養手当等に係る各種手続きにおいて、町村における公簿等による確認やマイナンバーによる情報連携を活用した添付書類の省略を推進する。	子ども家庭課
生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進	生活困窮者自立支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等との連携等により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図る。	社会福祉課
相談職員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援制度における相談員等の質を確保するため、自立相談支援機関の支援員向けの研修を実施 ・生活保護世帯への支援については、支援に当たる職員の資質の向上を図るため、ケースワーカー等に対する研修を実施 	社会福祉課
ひとり親家庭の交流促進	ひとり親家庭内の親子や家庭間の交流を促進するため、イベントや研修を実施	子ども家庭課

③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

保護者に対する就労やキャリアアップ支援による世帯所得の向上は、子どもの貧困対策の中でも、最も基本的かつ優先度の高い取組です。また、保護者が社会から孤立して働けずにいることは、子どもの進路選択にも影響を与えうるため、保護者自身が自らのくらしの見通しを立て、その中で自立に向けた働き方について考えられる機会を持てるように支援することも重要です。

ひとり親やふたり親を含む困窮世帯等に対し、一人一人のキャリアや経験等とそれぞれの置かれている状況に応じて、細やかな支援を図ります。

ア 職業生活の安定と向上のための支援

職業生活の安定と向上のため、保護者が仕事と両立して安心して子どもを育てられる職場環境づくりの促進に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
仕事と生活の両立がしやすい職場環境づくりの促進	男女ともに仕事と生活の両立がしやすい職場環境づくりを推進するため、広報誌「労働かごしま」の発行や労働セミナーの開催、労働条件等の調査・公表を通じた、働き方の見直しや関係法令、各種助成制度の周知・啓発	雇用労政課

イ ひとり親に対する就労支援

ひとり親家庭に対し、それぞれの置かれている状況に応じ、ハローワークと連携した就労支援や家庭生活支援による日常生活の支援など、きめ細やかな支援を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
経済的自立に向けた就労支援	若者就職サポートセンターにおける職業適性診断・指導やカウンセリング、各種支援セミナーなどを実施	雇用労政課
ひとり親家庭等に対する職業訓練	就労経験がない又は就労経験に乏しいひとり親家庭の母又は父等に対して、準備講習付きの職業訓練を実施	雇用労政課
ひとり親家庭等に対する就業・自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> ハローワークとの連携によるひとり親家庭の母又は父等に対する就業相談を実施 ひとり親家庭の母又は父の就業を促進するため、職業能力開発のための講座受講料の一部を支給する。 就職の際に有利でありかつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格取得のための養成機関で1年以上修業する際に給付金を支給するとともに、養成機関への入学準備金及び資格取得後の就職準備金の貸付を実施 地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会を開催 	子ども家庭課
一時預かり等の支援	<ul style="list-style-type: none"> 家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に行う子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)の実施促進 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う一時預かり事業の実施促進 	子育て支援課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ひとり親家庭等に対する日常生活の支援	ひとり親家庭等において、修学や疾病などにより、家事援助、保育等のサービスが必要となった際の家庭生活支援員の派遣	子ども家庭課
ひとり親家庭への親の学び直しの支援	生活保護を受給しているひとり親家庭の親が、高等学校等に進学する場合には、一定の要件の下、就学にかかる費用（高等学校等就学費）を支給する。	社会福祉課
生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進	生活困窮者自立支援事業の支援員等と、ひとり親家庭の相談に対応する母子・父子自立支援員等との連携等により、各種支援に適切につなげる体制の充実を図る。	社会福祉課

ウ ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援

ふたり親世帯を含む困窮世帯等に対し、一人一人のキャリアや経験等に応じ、ハローワークと連携した就労支援やスキルアップのための各種講習会の開催、自立に向けた資格取得の支援などを図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活保護費の支給と自立支援	生活保護世帯について、保護費の支給により最低限度の生活を保障するとともに、生活指導や就労支援等により自立を助長する。	社会福祉課
経済的自立に向けた就労支援	若者就職サポートセンターにおける職業適性診断・指導やカウンセリング、各種支援セミナーなどを実施	雇用労政課
生活困窮者に対する就労及び就労準備の支援	生活困窮者に対して、一般就労に向けた個別支援を行うほか、就労に向けた準備としての基礎能力の形成を図るための支援を実施	社会福祉課
生活保護受給者への就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援員による支援や、ハローワークと連携した支援、就労準備段階の者への支援等を実施する。 ・積極的に求職活動に取り組む者への就労活動促進費の支給や安定した職業に就いたこと等により保護を脱却した場合の就労自立給付金の支給を行う。 	社会福祉課

④ 経済的支援

ア 経済的支援

貧困状態にある子どもたちや親にとって、経済的支援は、親の健康状態や就労状況にかかわらず世帯の日々の生活を安定させる観点から、大変重要です。

子どもの貧困対策として、就労や生活、教育に係る様々な取組を進めていく上で、子どもの育ちに影響を与える家庭環境としては、親の働き方や子どもとの関わり方等の要素も大きいことも踏まえながら、世帯の状況や所得に応じた、各種手当や給付・貸付制度等の活用により、世帯の生活の経済的基盤に対する支援を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
児童手当の支給	中学校卒業までの児童のいる世帯への手当の支給	子育て支援課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、父又は母と生計を同一としない児童を監護又は養育する者に対する手当を支給	子ども家庭課

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
 - 基本施策 (2) 医療・食・教育で格差のない社会づくり

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ひとり親家庭の養育費の確保支援	弁護士、司法書士等の専門家による無料法律相談等を実施し、面会交流や養育費の確保に関する相談等に応じるなどきめ細やかな相談体制を整備	子ども家庭課
就学援助制度等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校に在籍する児童生徒が経済的理由によって就学困難な場合、その保護者に対し、市町村が学用品費、学校給食費や修学旅行費など、就学に必要な経費を援助 ・特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級等に在籍する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学用品費、学校給食費や交通費など、就学に必要な経費を援助 	義務教育課 保健体育課
奨学のための給付金	授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給	高校教育課 学事法制課
高校生・大学生等に対する奨学金の貸与	<ul style="list-style-type: none"> ・学力及び人物が優れているのにも関わらず、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、奨学金を貸与 ・大学等進学に係る経済的負担の軽減を図り、本県の将来を担う有為な人材を育成するため、奨学金を貸与 	総務福利課
幼児教育・保育の無償化	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民非課税世帯の子どもについて、幼児教育・保育の利用料を無償化 ・各施設において実費徴収を行うこととされている食事の提供に要する費用及び日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助 	子育て支援課
県営住宅における家賃の減免	県営住宅の入居者及び入居しようとする者で、収入が著しく低額な者に対し、関係法令に基づき家賃の減免を実施	住宅政策室
ひとり親家庭等に対する医療費助成	ひとり親家庭等に医療費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	子ども家庭課
子ども医療給付制度の充実	(乳幼児医療給付) <ul style="list-style-type: none"> ・経済的理由により受診を控えることによる症状の重篤化を防ぐため、住民税非課税世帯の未就学児を対象に医療機関等における窓口負担をなくす乳幼児医療給付を行う市町村に対し、その経費の一部を補助 (子ども医療給付) <ul style="list-style-type: none"> ・住民税非課税世帯の高校生までを対象に医療機関等における窓口負担をなくす医療給付制度の実施を検討 	子ども家庭課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の母又は父等の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、これらの児童等の福祉を増進するための資金を貸付	子ども家庭課
たすけあい資金の貸付	県母子寡婦福祉連合会が、ひとり親の緊急な出費に対処するため、生活資金等一時的に必要とする小口資金を貸付	子ども家庭課
生活福祉資金（教育支援資金）の貸付	低所得者世帯の子どもが高等学校、大学又は高等専門学校に就学するために必要な経費の貸付	社会福祉課
進学準備給付金の支給	生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を支給	社会福祉課
生活保護費の支給・支援	生活保護世帯について、保護費の支給により最低限度の生活を保障するとともに、生活指導や就労支援等により自立を助長する。	社会福祉課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
生活保護世帯への進学費用等の負担軽減	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護制度による教育扶助（学校給食費等）を支給 生活保護世帯の子どもが、高等学校等に進学する際には、入学料、入学考査料等を支給 生活保護世帯の高校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学費用に充てられる場合は、収入として認定しない。 生活保護世帯の子どもが、大学等進学後も引き続き、同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、その子どもの分の住宅扶助額を減額しない。 	社会福祉課

⑤ 施策推進への支援等

ア 地域における施策推進への支援

子どもの貧困対策を効果的に推進するためには、教育分野、福祉分野等の地域における多様な関係者等の連携・協力を得つつ、地域の実情に即した施策に取り組むことが重要となります。このためには、県民の幅広い理解の下、子どもを社会全体で支援する機運の醸成を図るとともに、市町村における子どもの貧困対策計画の策定を促進する必要があります。

また、国が実施する子どもの貧困実態等を把握するための調査研究及び子どもの貧困に関する指標に関する調査研究を通じて、地域における子どもの貧困の状況に関する地域別データを把握・提供するとともに、これらの調査研究やデータに基づいた計画の策定や施策の推進も必要となります。

子どもの貧困に関する県民の理解促進、市町村における子どもの貧困対策計画の策定等に対する支援、国による調査研究を踏まえた施策の推進に取り組みます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子どもの貧困に関する県民の理解促進	子どもの貧困に関する県政出前セミナーや関係者に対する研修会等の実施	子育て支援課
	貧困にかかわらず、全ての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、一人の人間として尊重されるよう、また、子どもの人権尊重の精神が育まれるよう、あらゆる機会と媒体を活用した啓発活動の推進	人権同和対策課
子どもの生活支援対策の周知	リーフレット等を活用して、奨学金を含む行政等が実施している子どもの生活支援対策を分かりやすく周知	子育て支援課
市町村における子どもの貧困対策計画の策定等に対する支援	市町村において、地域の実情や離島といった地理的特性を踏まえた計画が策定され、計画に基づく対策が適切に実施されるよう、説明会の開催や助言等の支援を実施	子育て支援課
施策の実施状況等の検証	子ども・子育て支援会議に設けた「子どもの生活支援対策部会」において、本計画に基づく具体的施策の実施状況や課題等を検証し、これを踏まえて具体的施策等の見直しや改善に努める。	子育て支援課

施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

基本施策 (3) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援

《現状及び課題》

2015（平成27）年の国勢調査によると、本県における母子家庭の7割以上、父子家庭の6割以上に中学生以下の子どもがいますが、「かごしま子ども調査」によれば、ひとり親家庭、特に母子家庭は所得が低い割合が高く、就労形態をみると正規雇用の割合が低いとの結果が出ており、また、父子家庭も二人親家庭の父親に比べ、正規雇用の割合が低いとの結果が出ています（図表－62、図表－79、図表－80、図表－81）。

このため、母子家庭及び父子家庭や、かつて母子家庭として20歳未満の児童を扶養していた寡婦を含め、子育てや就業、経済面での支援等を通じて、自立を支援していくことが必要です。

《施策目標及び具体的施策》

① 子育て支援や生活支援策の推進

母子家庭の母及び父子家庭の父等が、安心して子育てをしながら生活できるよう、生活一般についての相談指導や、家事援助、保育等のサービスの提供、公営住宅の積極的な活用等を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
県営住宅入居における 当選倍率優遇方式の実施	県営住宅の入居において、ひとり親世帯、子育て世帯（未就学児を持つ世帯）及び多子世帯（18歳未満の子が3人以上いる世帯）に対する当選倍率優遇方式の実施	住宅政策室
相談・指導・助言の実施	子育て及び児童全般に係る問題やひとり親家庭における生活一般や就業についての相談・指導・助言の実施	子ども家庭課
ひとり親家庭等に対する 日常生活の支援	ひとり親家庭等において、修学や疾病などにより、家事援助、保育等のサービスが必要となった際の家庭生活支援員の派遣	子ども家庭課
ひとり親家庭の交流促進	ひとり親家庭内の親子や家庭間の交流を促進するため、イベントや研修を実施	子ども家庭課
子どもの生活支援対策 の周知	リーフレット等を活用して、奨学金を含む行政等が実施している子どもの生活支援対策を分かりやすく周知	子育て支援課

② 就業支援策の推進

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が安定した雇用を確保し、自立した生活をすることができるよう、職業能力向上のための訓練、就職に有利な資格取得の支援を実施するなど、就業面での支援体制の整備を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ひとり親家庭等に対する 職業訓練	就労経験がない又は就労経験に乏しいひとり親家庭の母又は父等に対して、準備講習付きの職業訓練を実施	雇用労政課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ひとり親家庭等に対する就業・自立への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークとの連携によるひとり親家庭の母又は父等に対する就業相談を実施 ・ひとり親家庭の母又は父の就業を促進するため、職業能力開発のための講座受講料の一部を支給する。 ・就職の際に有利でありかつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師等の資格取得のための養成機関で1年以上修業する際に給付金を支給するとともに、養成機関への入学準備金及び資格取得後の就職準備金の貸付を実施 ・地域の実情に応じ、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための就業支援講習会を開催 	子ども家庭課
相談・指導・助言の実施	子育て及び児童全般に係る問題やひとり親家庭における生活一般や就業についての相談・指導・助言の実施	子ども家庭課

③ 養育費の確保支援の推進

母子家庭及び父子家庭が養育費を確保できるよう、専門家による相談体制を整備し、養育費の取り決めの促進等を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
養育費の確保支援	弁護士、司法書士等の専門家による無料法律相談等を実施し、面会交流や養育費の確保に関する相談等に応じるなどきめ細やかな相談体制を整備	子ども家庭課

④ 経済的支援策の推進

母子家庭・父子家庭等の健康を保持し、生活の安定を図るため医療費の助成を行うとともに、児童扶養手当の支給や母子父子寡婦福祉資金の貸付により、経済的支援を推進します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ひとり親家庭等に対する医療費助成	ひとり親家庭等に医療費の助成を行う市町村に対し、その経費の一部を補助	子ども家庭課
児童扶養手当の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るため、父又は母と生計を同一としていない児童を監護又は養育する者に対する手当を支給	子ども家庭課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	ひとり親家庭の母又は父及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて、これらの児童等の福祉を増進するための資金を貸付	子ども家庭課
たすけあい資金の貸付	県母子寡婦福祉連合会がひとり親の緊急な出費に対処するため、生活資金等一時的に必要とする小口資金を貸付	子ども家庭課
幼児教育・保育の無償化	3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民非課税世帯の子どもについて、利用料を無償化	子育て支援課
実費徴収にかかる補足給付	低所得世帯の子どもが特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合に当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助	子育て支援課

施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

基本施策 (4) 子ども・若者を育てる環境づくりの推進

《現状及び課題》

近年、スマートフォンなど様々な情報通信端末の普及に伴い、ネットいじめや児童ポルノなど青少年が犯罪の被害者や加害者となる深刻な問題が発生しており、その形態は、多様化・深刻化しています。

子どもたちが、流通する情報を的確に選択する能力の向上を図るとともに、家庭、学校、警察、関係業界及び地域の関係機関・団体等が相互に協力しながら、地域が一体となって有害情報の発信者に対する自主的・主体的な取組を働きかけていくことが必要となります。

また、10代の人工妊娠中絶や性感染症などに対して引き続き取組を推進し、子どもたちの性に関する正しい理解と知識の啓発を図ることが成人期に向けても必要となります。

《施策目標及び具体的施策》

① 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

ア 有害環境浄化活動の推進

家庭、学校、警察、関係業界及び地域の関係機関・団体等の地域住民と緊密な連携を図り、鹿児島県青少年保護育成条例等に基づき、有害図書類視聴制限の徹底、カラオケ・コンビニ等への立入調査、インターネット上の青少年有害情報フィルタリングソフト及びフィルタリングサービス利用の普及啓発を行います。

また、飲酒・喫煙防止活動等を行うとともに、街頭キャンペーンによる啓発活動や不正薬物の排除により薬物乱用の防止に努め、子どもたちにとって健全な社会環境づくりに努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子どもを取り巻く有害環境対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室を通じた情報モラル教育の実施 ・フィルタリングの普及促進活動 ・サイバーパトロールの実施 ・リーフレット配布及び広報活動の実施による有害サイトに係る被害防止対策の充実 ・未成年者の飲酒・喫煙防止活動 ・遊技場等への立入りによる防犯協力依頼の実施 	少年課
青少年環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「郷土に学び・育む青少年運動」の推進 ・県青少年保護育成条例の適正な運用 ・青少年保護育成審議会の開催 ・地域振興局及び支庁における青少年環境づくり懇談会の開催 ・書店、レンタルビデオ店、カラオケ、コンビニ・携帯ショップ等に対する立入調査、指導の実施 ・青少年環境情報誌「ヘルシーユースかごしま」の発行 	青少年男女共同参画課
県民の総力をあげて犯罪をなくす県民運動の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭キャンペーン等による万引き防止など防犯意識啓発活動 ・県民運動実施要綱を県内各小・中学校へ配布 ・県民運動広報ポスターを県内各高校へ配布 	くらし共生協働課 生活安全企画課

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
薬物乱用を許さない環境づくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭キャンペーン等による薬物乱用防止啓発活動 ・地域における薬物乱用防止指導員の活動強化 ・無承認無許可医薬品の疑いのある製品の買上検査の実施 	薬務課

② 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

ア 性教育，喫煙・飲酒，薬物乱用防止教育の推進

子どもたちに性についての正しい知識を適切に提供・教育することで、子どもたちが性に関する行動を自ら考え、自ら決定できる能力を身に付けたり、「いのち」の大切さや相手を思いやる気持ちを培うことができるよう取組を推進します。

喫煙・飲酒について、その健康被害に関する正しい知識の提供に努めるとともに、家庭、学校、地域が一体となってその予防に取り組みます。また、職場や公共の場所における受動喫煙防止対策の普及促進を図ります。

薬物の影響・怖さなどを伝える薬物乱用防止教室等を開催し、薬物乱用の防止に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
正しい性の知識の提供と子どもたちが自ら決定できる能力獲得への取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・思春期の子どもたちの身体と心の悩みへの相談に対応 ・性や性感染症等に関する正しい知識の提供と自ら性に関する適切な行動がとれるよう、思春期の子どもたちへの健康教育の実施 ・学校保健及び母子保健関係者の連携やネットワーク構築による思春期の課題の情報共有と課題への取組の推進 ・エイズ予防普及啓発講演会等による高校生等への普及の推進 	子ども家庭課 健康増進課 保健所
	<ul style="list-style-type: none"> ・発達の段階を踏まえた性に関する指導の充実 ・専門家、関係機関等との連携による性に関する指導の充実 	保健体育課
喫煙・飲酒，薬物乱用防止教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>学習指導要領及び児童生徒の発達の段階に応じた喫煙・飲酒・薬物乱用防止に係る保健指導・授業等の実施</u> ・<u>学校薬剤師，警察職員，麻薬取締官OB等，有識者等を講師とした薬物乱用防止教室の実施</u> ・<u>学校における喫煙・飲酒・薬物乱用防止に係るポスターや標語等の作成・掲示</u> 	保健体育課
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>ホームページ等を活用した喫煙（受動喫煙を含む。）や飲酒が健康に及ぼす影響等に関する情報の提供及び望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、喫煙を禁止された場所以外でも周囲の状況に配慮しなければならない義務についての啓発</u> 	健康増進課
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>中学・高校生に対する薬物乱用防止教育及び大学への出前講座の実施</u> ・<u>地域住民に対する薬物乱用防止啓発セミナーの実施</u> 	薬務課
	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>非行防止教室，薬物乱用防止教室の開催</u> 	少年課

イ 思春期の子どもたちの心のケアに関する支援体制の充実

欲求・不安・悩み・ストレスへの適切な対処法について、子どもたちへの教育や職員への指導・助言ができる体制づくりに努めます。

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
 - 基本施策 (4) 子ども・若者を育てる環境づくりの推進

また、家庭、学校、地域、行政、保健・医療従事者等の関係者や関係機関・団体との連携をさらに図るとともに、各々の役割等について相互理解を深めることにより、地域社会において思春期の子どもたちを支える環境づくりに努めます。

併せて、自殺対策についても、相談支援体制の充実に努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
ストレス等に対する指導・助言体制づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健関係者への思春期精神保健等に関する知識の普及 ・精神保健福祉センターにおける専門医の配置による相談体制の充実、相談支援に従事する関係者への研修の実施 ・思春期の子どもを含めた具体的な自殺対策の取組を協議するための「自殺対策連絡協議会」の開催及び自殺予防情報センターにおける相談対応など ・LINE などインターネットを利用して10代の自殺対策に取り組む民間団体の活動への助成 	子ども家庭課 保健所 精神保健福祉センター 障害福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置による助言・指導体制の充実 ・高等学校への臨床心理士等の派遣、SNSを活用した相談・通報、SOSの出し方に関する教育の実施による相談体制の充実 	義務教育課 高校教育課

施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

基本施策 (5) 子ども・若者の社会的自立の支援

《現状及び課題》

不登校やひきこもりなどは、経済的な困窮やいじめ、家族関係など多岐にわたる様々な要因が複合的に絡み合っています。そこで、不登校やひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への対応については、子ども・若者が有する問題や置かれた環境の状況等を的確に捉え、きめ細かな支援を行うことが必要です。

《施策目標及び具体的施策》

① 不登校・ひきこもり等の子ども・若者への支援

ア 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者への支援

不登校やひきこもりなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者のための総合相談窓口として、かごしま子ども・若者総合相談センター及びひきこもり地域支援センターを運営するとともに、子ども・若者支援地域協議会の開催等により、関係機関・団体が連携・協力した取組を進めます。さらに、フリーター等を含む若年者の職業的自立に向けた就労支援を図るため、職業訓練や若者就職サポートセンター^(注48)、地域若者サポートステーション^(注49)における職業適性診断・指導やカウンセリングなどを実施します。

また、不登校や問題行動等の未然防止、早期発見のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置するなど、学校、家庭、関係機関が一体となった取組を推進します。

なお、不登校の児童生徒は、中学校段階において、入学後の環境の変化、学習内容の量の増加等により新規で発生して増加する傾向にあることから、小学校と中学校の緊密な連携を図ります。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
子ども・若者のための総合相談窓口の運営及び支援	<ul style="list-style-type: none"> かごしま子ども・若者総合相談センターの運営等による子ども・若者の相談対応・支援 子ども・若者支援地域協議会の開催等による専門家や関係機関・団体と連携・協力した子ども・若者の支援 	青少年男女共同参画課
ひきこもりの支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもり本人等からの相談に応じ、指導助言を行うとともに、対象者の状況に応じて、医療・教育・労働・福祉などの関係機関と連携して支援 ひきこもりに関するリーフレットを作成し、ひきこもり問題に対する普及啓発を図るとともに、ひきこもり支援関係者の資質向上のための研修会を実施 	障害福祉課

(注48) 若者に対し、就職に関するあらゆるサービスをワンストップで一元的に提供し、本県若年者の雇用環境の改善を図る施設

(注49) 学校卒業若しくは中途退学又は離職後、一定期間無業の状態にある者の職業的自立を支援するための施設

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
 - 基本施策 (5) 子ども・若者の社会的自立の支援

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
職業的自立に向けた就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・フリーター等を含む若年者の就職促進のため、企業での実践的な職業訓練を設定し、企業ニーズに即応した人材を育成 ・フリーター等を含む若年者の就職支援のため、若者就職サポートセンターにおける職業適性診断・指導、カウンセリング、各種支援セミナーなどを実施 ・地域若者サポートステーションにおいて、学校卒業若しくは中途退学又は離職後、一定期間無業の状態にある者の職業的自立を支援 	雇用労政課
	高校へのキャリアガイダンススタッフの配置による就労支援の充実	高校教育課
不登校や問題行動等に対する学校等における取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・小中連携による情報交換の充実 ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用した不登校や問題行動等に係る<u>児童生徒、保護者を対象とした</u>相談・指導体制、支援施策の充実 	義務教育課 高校教育課
<u>「性的マイノリティ」</u> に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の推進	<u>「性的マイノリティ」</u> とされる児童生徒に対する相談体制等の充実と個別の事案に応じた適切な支援	人権同和教育課

施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

基本施策 (6) 社会的養育の充実・強化

《現状及び課題》

県社会的養育推進計画に基づき、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援することを原則とした上で、家庭における養育が困難又は適当でない場合には、里親等への委託や施設入所等の措置を行う必要があります。

《施策目標及び具体的施策》

① 代替養育体制の充実

ア 里親等への委託の推進

里親制度の普及・啓発や里親等への支援などを図り、家庭での養育に欠ける子どもに対し、家庭における養育環境と同様の養育環境を提供し、その健全な育成が図られるよう努めます。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
里親制度の普及・啓発等	里親制度の普及・啓発についての広報活動を実施し、新規開拓を推進するとともに、専門里親等に、ファミリーホームへの移行を働きかけることにより、ファミリーホームの開設を促進	子ども家庭課 児童相談所
里親支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・里親支援専門相談員の資質向上や関係機関との情報共有を図るため連絡会議を開催 ・里親支援を行うため、児童養護施設等における里親支援専門相談員の配置を促進 ・レスパイト・ケア^(注50)や里親サロン等による相談により、里親の負担を軽減 ・里親やファミリーホームに養育を委託している子どもに対する心のケアなど専門職員によるサポートを実施 	子ども家庭課 児童相談所

イ 児童養護施設等の機能の充実

子どものプライバシーに配慮した生活環境や学習環境等の整備を促進するとともに、より家庭的な環境の中での専門的なケアや自立支援が行えるよう、施設の状況に即した児童養護施設及び乳児院の小規模かつ地域分散化及び多機能化・機能転換に向けた取組を促進します。

また、施設における職業指導員等の活用により、適切な職業観の形成や生活技術の取得等、自立する力を身につける養育が行われるよう支援します。

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
施設の小規模かつ地域分散化及び多機能化・機能転換の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の新築や改築、増築の際には、小規模かつ地域分散化された施設の設置を優先 ・既存ユニットについては多機能化・機能転換に向けて活用を促進 	子ども家庭課

(注50) 委託児童を養育している里親家庭が、一時的な休息を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親を活用して当該児童の養育を行うこと。

第5章 - 施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり
 - 基本施策 (6) 社会的養育の充実・強化

具体的施策	具体的施策の概要	担当課等
施設の専門性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・施設職員の専門性の向上のため、各種研修内容の充実 ・児童の処遇アセスメントの見直し及び施設の地域支援機能強化のため、全ての施設に心理担当職員の配置を促進 	子ども家庭課
学習指導の強化	個々の学力・態様に応じた学習環境を整え、進学に対する学習指導やスポーツ・ダンス等表現活動により情緒を安定させ児童の自立を支援する学習指導を促進	子ども家庭課
就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・施設における職業指導員の配置を促進 ・職業指導員による児童の適性、能力等に応じた職業選択に関する助言、情報の提供 	子ども家庭課
自立に向けた継続的養育の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・進学や就労に際して、自立生活能力を向上させるため18歳以降の措置延長を活用 ・自立援助ホームの充実及び連携 	子ども家庭課
アフターケアの充実	里親支援専門相談員や職業指導員による措置解除後の児童の状況確認や相談等アフターケアの充実を促進	子ども家庭課

【コラム】集落に子どもの声が！ 子育て世帯が増えている集落「やねだん」

鹿屋市串良町柳谷集落（通称やねだん）は、約110世帯250人程度が暮らす、中山間地域の集落です。高齢化が進み、耕作放棄地や空き家が増え、地域活動が停滞していましたが、「地域でできることは地域で行う」という理念のもと、「人は宝」「人財」として、子どもを含め一人ひとりを地域づくりの重要な資源・財産と位置づけ、住民自治による地域再生の取組を進めてきました。

そして、若者たちの芽を「つぶさない」、若い世代の力を存分に発揮できる環境をつくり続けています。

一時期、集落の子どもの誕生が途絶えたこともありましたが、近年、Uターン等により、集落に小さな子どもが増えてきています。同集落では、平成30年1月1日現在で、0～9歳の子どもは26人おり、集落の全人口に占める構成比は9.92%です。そのうち0～4歳の子どもは15人で、同じく構成比は5.73%となっており（以上、柳谷集落調べ）、全国平均3.93%、鹿児島県平均4.23%（いずれも、総務省「平成30年1月1日住民基本台帳年齢階級別人口」から算出）より高くなっています。

柳谷集落における子育ての考え方と取組

柳谷集落では、子どもの発達段階を考慮して、意思力や義理人情を身に付け、感情を育む取組を進めてきました。また、独自の住民自治による集落づくりを進める中で住民には連帯感があり、元気な高齢者をはじめとする地域の方々子どもたちにとっての「教科書」ともなっています。

○ 地元に伝わる「棒踊り」を子どもたちに継承

五穀豊穡と家内安全を祈願する集落の伝統行事「棒踊り」では、大人と子どもが一緒になって参加します。小中高生など子ども会を中心に、集落の方々の協力をいただきながら練習を重ね、大人から子どもたちに継承しています。このような体験は、地域の方々とお互いの顔がわかり、言葉をかわすきっかけになるとともに、思い出や地元への愛着が培われています。

○ 集落住民の子や孫たちからのメッセージを高校生が代読放送

母の日、父の日、敬老の日に、故郷を離れた子や孫から集落に住む両親や祖父母へのメッセージを、集落の高校生が代読し、集落内放送で流します。集落の子どもたちにとっても、両親や故郷への思いを感じる機会となり、故郷を大切に作る心が育まれています。

○ 子どもたちの出番をつくり、チャレンジさせる

特に10歳前後までをいわゆる「ギャングエイジ」と捉え、集団での挑戦を促し、子どもたちの成長を見守っています。交代で夏休みの作文を町内放送で朗読したり、年2回、集落内で開催する「やねだん故郷創世塾」においては、塾生を歓迎するパフォーマンスを、子どもたち自らが企画し披露しています。多くの人達に自分の得意なことを披露する出番を設けることで、子どもたちのチャレンジ精神を養い自信につなげるとともに、放送を聞いた集落の方と子どもたちが会話するきっかけにもなっています。

住民にインタビュー「やねだんでの子育てについて」

- 年間を通して、伝統行事「棒踊り」や夏祭り、十五夜相撲大会など、子どもが主役となる様々な行事があり、集落の多くの人が集まり、共に活動することを通じて交流が図られています。
- 皆が声掛けするなど、お互いの顔が見える関係が築かれ、地域に安心感があります。
- 「人は宝」の考えが根付いていて、地域活動の中で子どもたちの存在が輝き、地域に育ててもらっていると感じる。
- 子ども頃の体験がずっと記憶に残っています。同じ体験を自分の子どもにもさせたいと思います。
- 集落の中には子育て世代ではない方々も多いが、全ての方々に子どもの成長を見守る活動に納得してもらう必要があります。「集落民会議」において全員の同意を得ることが重要です。持続可能な集落機能の維持には、子どもたちの存在と成長が不可欠です。（自治会長談）